## 平成25年第4回熊野町議会定例会会議録(第1号)

1.招集年月日 平成25年9月11日 2.招集の場所 熊野町議会議場 3. 開議年月日 平成25年9月11日 4. 出席議員(15名) 1番 沖 田 ゆかり 2番片川 学 3番 時 光 良 造 4番 民 法 正 則 5番 荒 瀧 穂 積 6番 大瀬戸 宏 樹 渡 紘八 7番藤本哲智 8番 9番山吹富邦 10番 山 野 千佳子 11番 久保隅 逸 郎 12番 中原裕侑 13番 尺 田 公 造 14番 佛 圓 大 源 16番馬上勝登 5. 欠席議員(1名) 15番 南 田 秀 夫 6.地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名 町 三 村 裕 史 長 副 町 長 立花隆藏 教 育 長 林 保 内田 総務部長 充 民 生 部 長 清 代 政 文 建設部長 森本昌義 教 育 部 長 藤森孝弘 総務部参事 石 井 節 夫 総務部次長 岩田秀次

| 民生部   | 部 次 | 長 | 光  | 本 | _ | 也 |
|-------|-----|---|----|---|---|---|
| 建設    | 部 次 | 長 | 民  | 法 | 勝 | 司 |
| 教 育 音 | 部 次 | 長 | Ξ  | 村 | 伸 | _ |
| 企画財   | 政 課 | 長 | 宗  | 條 |   | 勲 |
| 商工観   | 光 課 | 長 | 時  | 光 | 良 | 弘 |
| 税 務   | 課   | 長 | 貞  | 永 | 治 | 夫 |
| 福祉    | 課   | 長 | 加  | 島 | 朋 | 代 |
| 住 民   | 課   | 長 | 西  | 村 | 隆 | 雄 |
| 健康    | 課   | 長 | 隼  | 田 | 雅 | 冶 |
| 生活環   | 境 課 | 長 | 沖  | 田 |   | 浩 |
| 都市整   | 備 課 | 長 | 横  | Щ | 大 | 治 |
| 開発指   | 導 課 | 長 | 林  |   | 武 | 史 |
| 下水道   | 道 課 | 長 | 中  | 井 | 雅 | 晴 |
| 水道    | 課   | 長 | 曽  | 根 | 和 | 典 |
| 学 校 教 | 育課  | 長 | 富田 | 谷 | 敬 | 子 |
| 会 計   | 課   | 長 | 中  | 村 | 憲 | 治 |

## 7. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長

立 花 一 郎

議会事務局書記

小 川 征一郎

## 8.議 事 日 程(第1号)

開会宣告

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 一般質問

日程第 5 報告第 4号 平成24年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率報告書について

日程第 6 議案第30号 熊野町税条例の一部を改正する条例案について

- 日程第 7 議案第31号 熊野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案につい て
- 日程第 8 議案第32号 熊野町民体育館改修工事請負契約の締結について
- 日程第 9 議案第33号 熊野町土地開発公社の解散について
- 日程第10 議案第34号 平成25年度熊野町一般会計補正予算(第2号)について
- 日程第11 議案第35号 平成25年度熊野町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第1号)について
- 日程第12 議案第36号 平成25年度熊野町公共下水道事業特別会計補正予算(第 1号)について
- 日程第13 議案第37号 平成25年度熊野町後期高齢者医療特別会計補正予算(第 1号)について
- 日程第14 議案第38号 平成25年度熊野町介護保険特別会計補正予算(第1号) について
- 日程第15 議案第39号 平成25年度熊野町上水道事業会計補正予算(第1号)に ついて
- 日程第16 認定第 1号 平成24年度熊野町各会計歳入歳出決算認定について
- 日程第17 認定第 2号 平成24年度熊野町上水道事業会計剰余金の処分及び決算 の認定について

日程第18 議員の派遣について

## 9.議事の内容

(開会 9時30分)

議長(馬上) 皆様、おはようございます。

議員各位におかれましては、早朝より御苦労さまでございます。また、傍聴者の皆様におかれましては、いつも町議会に御理解と御協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。 傍聴をしていただくことによって、私ども議員も適度の緊張感で議会に臨むことができますことを大変喜んでおります。今後ともよろしくお願いいたします。

ただいまの出席議員は15名です。定足数に達していますので、ただいまから平成2 5年第4回熊野町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付したとおりです。

議長(馬上) これより日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、13番、尺田議員、 14番、佛圓議員、1番、沖田議員の3名を指名いたします。

議長(馬上) これより日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は本日より20日までの10日間にしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(馬上) 異議なしと認めます。よって、会期は本日より20日までの10日間と することに決定いたしました。

これより、議案等の説明を求めるため、町長、その他の関係職員の出席を求めます。 暫時休憩いたします。

(休憩 9時32分)

(再開 9時34分)

議長(馬上) 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより日程第3、諸般の報告を行います。

事務局長より報告させます。

事務局長。

議会事務局長(立花) 諸般の報告をいたします。

6月17日、第1回産業建設委員会が開催され、担当部長から昨年度の主要事業の実績についての報告を受けるとともに、本年度の主要事業計画に係る課題等についての協議を行いました。また、現地視察として、町道深原公園線及び町道出来庭川角中央線を視察し、担当部より進捗状況等の説明を受けました。

6月21日、第1回総務厚生委員会が開催され、担当部から昨年度の主要事業の実績についての報告を受けるとともに、本年度の主要事業計画に係る課題について協議を行いました。

6月22日、平成25年度老人クラブ芸能発表会が町民会館において開催され、議長が出席し、祝辞を述べました。

6月24日、第1回文教委員会が開催され、担当部から昨年度の主要事業の実績についての報告を受けるとともに、本年度の主要事業計画に係る課題等についての協議を行いました。

7月6日、第63回安芸地区「社会を明るくする運動」熊野推進大会が町民会館において開催され、議長が祝辞を述べるとともに、多数の議員が出席いたしました。

7月11日、県道矢野安浦線整備促進協議会及び県道瀬野呉線・津江八本松線整備促進期成同盟会の総会がメルパルク広島で開催され、議長が出席しました。また、同日、県知事や県会議長等に対して要望活動を行っております。

7月12日、第13回熊野町議会改革特別委員会が開催されました。

7月17、18日、文教委員会が視察研修を実施しました。内容といたしまして、高松市総合教育センターでは高松市教育情報通信ネットワークシステムの内容と取り組みについて、また松山市青少年センターでは子ども総合相談の運営について、それぞれ調査を行いました。

8月7日、第14回熊野町議会改革特別委員会が開催されました。

8月19日、第2回産業建設委員会が開催され、深原地区町有地造成事業のこれまでの経緯について説明を受けました。

8月22日、広島県町議会研修会がKKRホテル広島で行われ、多数の議員が出席しました。研修内容は、午前が信州大学経済学部教授、真壁昭夫氏による「世界経済とわが国景気の展望について」、午後からは「激動の政治情勢を読む」と題しまして、時事通信社特別解説委員、加藤清隆氏から講演をいただきました。

9月5日、議会運営委員会を開催し、第4回熊野町議会定例会の議会運営について協議を行いました。

続きまして、議長宛てに陳情書、要望書等が提出されておりますので御紹介いたします。 す。事前に配付しております陳情書、要望書一覧表の資料をお願いいたします。

7月18日、「原水爆禁止2013年国民平和大行進において、核兵器全面禁止、非核の日本のための諸行動への協力のお願い」が、2013年国民平和大行進広島県実行委員会実行委員長より提出されております。

8月5日、「地球社会建設決議に関する陳情書」が、横浜市中区本郷町荒木實氏より

提出されています。

8月14日、「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための 意見書採択」に関する陳情についてが、全国森林環境税創設促進議員連盟より提出され ております。

8月28日、「TPP交渉からの撤退を要求する陳情」が、農民運動広島県連合会委員長より提出されております。

8月29日、「道州制導入に対する意見書について」が、広島県町議会議長会会長より提出されております。

諸般の報告は以上でございます。

議長(馬上) 以上で報告を終わります。

これより日程第4、一般質問を行います。8名の議員より通告がありましたので、順次発言を許します。

初めに、南田議員の質問でありますが、南田議員は欠席のため、会議規則第61条第4項の規定により効力を失いましたので、続きまして、7番、藤本議員の発言を許します。

藤本議員。

7番(藤本) おはようございます。7番、藤本でございます。

南田議員が急遽お休みということで、いつも一番に立たれてた方がいないということで、私が一番目に繰り上がったわけですが、いつもよりもちょっと緊張しております。

さて、昨年12月に政権が変わり、アベノミクス効果などにより、株価の上昇や円安による為替の差益では大きな企業は収益も改善され、景気も上向きつつある中で、日曜日の早朝には東京オリンピック2020が決まりました。これらのことにより、大企業でなく、中小零細企業にも景気拡大の恩恵がいち早く感じられるように、さらなる景気対策を打ち出してくれることを期待したいと思います。

続きまして、本日は通告書にあるように 2 点について質問を行います。大きな表題と して、町内行事についてでございます。

まず1問目として、高齢化の進む熊野町で町内一斉清掃は負担になってきている。また、特に河川に入っての草刈りは重労働であると感じております。また、地域によって

清掃方法が違うことに違和感を覚える町民がたくさんおられます。この際、町内一斉清掃の基準をつくり、誰もが参加できる町内行事としての位置づけを要望したいと思います。町として今後の町内一斉清掃をどのように考えるかをお聞かせいただきたい。

続いて、2問目ですが、昨年7月28日に行われた町民夏祭りは大変好評であったと記憶しております。この夏祭りはロンドンオリンピックの女子サッカー、なでしこジャパンですね、を応援することがメーンイベントであったことは承知しているところでございますが、私は昨年の定例議会において、毎年開催の夏祭りの提案をしましたが、町としてその後どのように検討をしたのかをお尋ねいたします。

以上、2問でございますが、よろしくお願いいたします。

議長(馬上) 町長の答弁を許します。

町長。

町長(三村) 藤本議員の二つの町内行事についての御質問のうち、2番目の町民夏祭 りについての御質問は私から、1番目の町内一斉清掃についての御質問は生活環境課長 から答弁をさせます。

昨年、なでしこジャパンの応援イベントとして開催いたしました町民夏祭りは、多くの方に御参加いただき大変盛り上がりました。定例会の一般質問で藤本議員から、毎年同様な夏祭りを開催してはどうかとの御質問を受け、種々検討をしてまいりました。実施主体の問題など、さまざまな課題を検討いたしましたが、最大の課題は、町内各地で実施されている夏祭りへの影響でございます。

昨年の町民夏祭りの開催においては、なでしこジャパンの試合日及び開催時間が坊主山サマーナイト、また呉地夏祭りの日程と重なり、そのため両地区が日程変更をされ、大変な御苦労をおかけしたと聞いております。夏祭りとしてイベントを行う時期としては、7、8月中がふさわしいと考えますが、この時期においては、現在5つの地域で開催されている夏祭りとともに、幼稚園・保育所等の納涼盆踊りや、高齢者・障害者施設における夏祭り、町民グラウンドで開催されておりますリレーマラソン等も行われております。

こうした、現在各地域で行われている夏祭りやイベントへの影響には十分に配慮する 必要がありますので、来年度の予算編成時まで、もう少し慎重に検討させていただきた いと考えております。

以上でございます。

議長(馬上) 沖田生活環境課長。

生活環境課長(沖田) 藤本議員の町内一斉清掃についての御質問にお答えいたします。 町内一斉清掃は、献血と並ぶ熊野町公衆衛生推進協議会の主要行事でございます。議 員御指摘のように、高齢化が進んだ今日、一斉清掃は重労働という声もありますが、防 災上、また美観的にも一斉清掃の果たす役割は大きく、町としても町民の皆様の御奉仕 に厚く感謝し、お礼申し上げます。

平成13年以前は河川一斉清掃として実施していましたけれども、実際にそれぞれの 自治会で清掃したい場所と乖離していたことから、熊野町公衆衛生推進協議会で審議い ただいた結果、平成14年から河川に限定しない一斉清掃となりました。

これまでも高齢者世帯にとっての負担感、実施時期、清掃場所などにつきまして、御意見や御要望をいただいており、同協議会に情報を提供して審議を重ねていただいておりますが、現在のところ、高齢者の参加や清掃場所については自治会ごとに決めていただいており、藤本議員御質問のとおり、各自治会の統一した基準は設けられておりません。

町としましても、高齢化も進んでいることから、高齢の方には無理をせず、負担にならない範囲で御協力いただきたいと考えております。今後も引き続き、熊野町公衆衛生推進協議会に議会での御意見、町民の皆さんからの御意見、御要望などを伝え、同協議会で御審議をいただき、適切な対応をしてまいります。

以上でございます。

議長(馬上) 藤本議員。

7番(藤本) それでは、1問目の町内一斉清掃についてお伺いしたいと思います。

その前に、一度整理をしてみますと、まず、熊野町は全国的にも、広島県内において も相当高い高齢化率でございます。ちなみに熊野町の高齢化率、これは平成22年だっ たと思いますけど、資料としては、26.6%。それから広島県の高齢化率が23.9%、 2.7ポイントほど高くあります。そして全国の高齢化率は23%ということで、こうして聞いてみるだけでもかなり高齢化の進んだ町であるなということは御理解いただけるかと思いますが。

要は、高齢化率が高いということはお年寄りの方がたくさんいらっしゃるということですし、また今現在、高齢者と呼ばれていない方々も、これから5年、10年たてば、当たり前のことでございますが、高齢化の方々の仲間入りになります。そうなると、河川におりてまで行うということが、かなりというか、できなくなるような気がするんです。

私自身は町内一斉清掃は反対ではありません。ぜひともやっていくべきであると。ただし、やる場所が河川まで入らねばいけないというところに少し疑問を持ちます。実際に、去年あたりやはり草刈りに行きまして、川におりて、いろんな方と話しよって、「ああ、あんた元気じゃったん」とか、「どうしよん、ちいたあ寄りんさいや」とかいう、そういう行事を通じてのコミュニケーションが、また安否確認、そこまではないかもわかりませんけど、そういうことにも通じるので、これはやっぱりやめるべきではないと。絶対に、絶対というか、続けていくべきものであると。ただし、続ける方法として河川までおりるのがどうかというところが一番気になっているところであります。そのことについて、どうでございましょうか。

議長(馬上) 沖田生活環境課長。

生活環境課長(沖田) 実際に熊野町内、高齢化が進んでございます。議員御質問のとおり、高齢化に伴いまして、安全面にも非常に心配な面が出てきておる状況があろうと思います。ということで、町としても積極的に公衆衛生推進協議会のほうに働きかけまして、対応をしていくというか、検討していただくということを考えてございます。

議長(馬上) 藤本議員。

以上でございます。

7番(藤本) 検討していただくということは、いい形になるんかなというふうに理解 はしたいところですが。 河川に入る自治会の数、入らない数、14地区ですかね。どうなんですか、それをちょっと言ってください。

議長(馬上) 沖田生活環境課長。

生活環境課長(沖田) 河川に出ておられる自治会の数ということでございますけれど も、藤本議員が所属されておる呉地自治会を初めとしまして、8つの自治会のほうが河 川に出ておられるというふうに把握をしております。

以上です。

議長(馬上) 藤本議員。

7番(藤本) 8つが入って、6つが入ってないということですね。これが結局入ってる自治会の中から聞こえてる、入らないところはいいなという、その話です。それが不公平感があるかどうかという考え方でいけば、町民みんな一緒ですから、たまたま川がないからそこは入らなかったというふうに理解してくださいや、というふうに私は言っておりますが、じゃあ、今年度の一斉清掃が中止になった理由は何なんですか。

議長(馬上) 沖田生活環境課長。

生活環境課長(沖田) 今年度の一斉清掃が中止になった理由はなぜかという御質問でございます。

まず初めに、9月1日、これ最初の日に予定どおり、例年どおり予定しておりましたけれども、9月1日につきましては、実際には台風としては接近はなかったんですけれども、前の日あたりから台風が接近するおそれがあるということで、その前の金曜日の夕方に中止を決定させていただきました。その予備日として先日、日曜日になりますけれども、9月8日でございますが、これは秋雨前線によります雨によりまして、河川が増水いたしておりました。それで役場のほうでも金曜日の午後に各主要河川のほうに出て、水位等、流速等を見た結果、ちょっとこれは危険であろうという判断をいたしまして、9月8日の延期日についても中止ということにさせていただいたということでござ

います。

以上です。

議長(馬上) 藤本議員。

7番(藤本) そうですよね。結局、川が増水するだろう、危険であるということで中止になったわけですよね。先ほど申し上げたように、町内一斉清掃は町をクリーンにしようという中でいけば、川に入る必要がなければ中止にはならなかったわけですよね。 そうすると町内行事として成り立つわけですよね。

僕が先ほど申し上げたように、これは地域の住民が年に1回や2回は集まって、そういう話もしながらコミュニケーションをとろうじゃないかというのが私はメーンであると思っております。よもや町民の皆様方のお力をお借りして、川に入って、広島県がやらねばいけんような浚渫のようなことまでせねばいけんということは、非常におかしいと思います。やるなら川に左右されずに、町民が、みんなが参加できていけるような、もっと気楽な形で出れる町内行事としての位置づけをしていただきたいと思いますが、そのことはどうですか。

議長(馬上) 清代民生部長。

民生部長(清代) 議員御指摘のとおり、川を清掃するということで一昨年も中止になっております。また、高齢者、先ほど高くなったということですが、現在県よりも4ポイント、5ポイント高い状況、この7月には30%を超えてる状況にもなりました。

そういったことから、川をどうするのか、それぞれの自治会の思いもあろうかとは思いますが、まずは危険でない作業範囲を限定するとか、高齢者の参加についてどう考えるかということを、もっと積極的に町のほうから公衆衛生推進協議会のほうに働きかけをしていきたいというふうに思います。

議長(馬上) 藤本議員。

に考えにくいと思います。それなら先ほど部長が言われたように、年齢の高い方はどうするかとか、危険なエリアはどうするかとかいうのを、やっぱり公衆衛生推進協議会、それから各自治会だけにお任せするのではなく、もっと踏み込んだ形でやっぱりやっていただかないと、それこそ草刈りをしよって足をけがしたとか、階段を踏み外して落ちたとか、これは呉地なんですけどね。そういうのが4年前ですか、ありましたよね。そのときに聞くと保険に入ってるから大丈夫やと。大丈夫とは思いませんけど、亡くなられたら保険で済むような問題じゃないわけですから。そういう部分ではどうしても考え直さないけん時期に来てるはずなんですよ。

続いて、じゃあ聞いてみますが、現在熊野町には熊野川、二河川、平谷川ですか、この3本が2級河川としてあるわけです。存在してるんですね、たしか。この2級河川ということになりますと、広島県の管轄になるんですよね、たしか。法河川管理者は都道府県知事、河川法の適用、二級河川の規定を適用するということで、であればこの河川の管理する広島県あたりに、草刈りとは言いませんけど、川底の堆積している砂を取り除く予算をきっちり上げていただいて、川の中にある堆積している砂州ですかね、それを取り除けば川の中には雑木が生えないはずなんです。

呉地橋のすぐのエリアなんですけど、私が担当してたんですけど、4年ぐらい前まで。そこで一生懸命持ってやってたんですけど、その翌年ぐらいにあそこの川底の砂を取っていただいたんですね。そうすると砂州がないものですから、その翌年は真ん中にはないんですよ、雑木が。残念ながら、私はその年からよその地区を回って、やっぱり一生懸命草刈りはしたわけですけど、要は浚渫というものをせめて一斉清掃以前に行っていただくような形をとれば、幾らか川の中に入らなくても済むような状況ができるかと思うんですが、そのことについては、どこがお答えいただくのかわかりませんが、どうしても聞いてみたいところです。

議長(馬上) 森本建設部長。

建設部長(森本) 議員御指摘のとおり、河川の浚渫という問題については頭を痛めて

を設定して、 おります。うちも二級河川につきましてはおっしゃるとおり広島県の管理であります。 それでいつも県のほうに行っては浚渫のお願いをしております。しかしながら、西部建 設事務所管内になるわけでございますが、予算の問題ということで、してもらえる年と してもらえない年ということがございます。ただ、我々としても管理を超えてその川を 管理することができませんので、これからも継続的に広島県に要望活動はするつもりで ございます。

以上でございます。

議長(馬上) 藤本議員。

7番(藤本) そうですね。この浚渫をすることによって川の水の流れは随分スムーズ になるかと思うわけですが。

8月28日に島根県で起こったゲリラ豪雨による河川の氾濫、また山口県でもテレビでも何度も出まして、河川のすごい氾濫により大きな被害が出てました。このことは広島県のたしか河川改修マニュアル、平成24年3月に策定されたものですか、その中にも九十何ページあったんですけど、読むのは大変なんですけど、その中にも載ってますけど、やはり今現在、河川の氾濫ということに敏感にならにゃいけんのじゃないのかなと。要は堆積している砂州そのものが、やはり洪水を招く要因になると。また、呉地、川角はやはりちょっと低い位置にあります。そういう意味では黒瀬川が例えばこの間の雨のときに1.5メートルかな、増水したとかそんな話をされてましたけど、そういう部分で言うたら、特に今の川角、呉地あたりの低い部分に関しては、川があふれた場合、結構な被害になるんじゃないかなということを考えれば、やっぱり浚渫というのはもっともっと県に対して要求を上げていただいて、そうすることによって川に入っての作業も少なくなってくるような気がするんです。

このことは、防災に話がなってしまいそうでおかしいことになってるんですけど、防 災に関するものイコール、町内の一斉清掃の河川の中に入るか、入らんかという考え方 もできると思うんですが、どうですか、そういうふうに考えてみては。

議長(馬上) 森本建設部長。

建設部長(森本) 議員言われるように、大変昨今のゲリラ豪雨というのはどこでどれだけの雨が降るか、予想もつきませんし、把握もできません。ただ、そういうときに被害を最小限におさめるには、やはり河川の浚渫というのは大変重要なことだと考えられ

ます。防災上についても、議員言われるとおり、日ごろから河川のたまった砂を取っておけば流れもスムーズでありますし、今後防災上、少々の雨が降っても水はスムーズに流れるということでございますので、より一層の県への働きかけを行うつもりでございます。

以上でございます。

議長(馬上) 藤本議員。

いう時期じゃない。

7番(藤本) そういうことで、要は大事な河川の、そういう川に入って雑木を整理して水の流れをスムーズにするとか、町をきれいにするとかいうのを、町民に任せるというのはやっぱりおかしいですよ、それは。やっぱり町民の命は町民が守るべき、自分のものは自分で守るべきなんですが、やはりそれにかかわる行政としては、もっともっと進んだ形で町民の命、財産を守るための考え方をするべきだろうと思うし、またどうしても出てくる言葉の中で、町内一斉清掃に関しては公衛協と自治会が主導でやっているからという、言いわけではないですけど、確かな事実をおっしゃいますけど、もうそう

そのように考えていただいて、やはりできれば熊野町の一斉清掃には河川に入るか、 入らないかとかいう定義をつくっていただいて、少々の雨が降ってもみんなが出て、道路の草は刈る、ごみは拾う、缶も拾う、そういう形の気楽なものに変えていかねばいかんのじゃないんかなというふうに思っております。要は防災と今の町民の一斉清掃、私は決して無関係ではないと思っておりますので、これは来年度の予算であろうか、どうかわかりませんけど、そこらも含めてそういう県に対する予算組みを、予算を要求していただきたい。

そして、私は一斉清掃は反対ではありません。何度も言うときます。ただし、方法、 皆さんが公平に行える一斉清掃を本当にお願いしたいと思います。

一斉清掃は終わります。いいですよ、どうせお答えは県に聞いてからということになりますので。

続きまして、お祭りのほうなんですが、町長がおっしゃられてぱさっと終わってしまっては、ちょっと私もここへ何のために立っとるのかわからないので、言わせていただきますが、要するにいろんな町でそういうふうな形のお祭りがあったりしてました。た

またま私ことし、私の出身地に戻って、夏祭りではないんですが、お盆の盆踊りに久々に参加しました。そのついでに各地区がどんな盆踊りをしよんかいなと思って回ってみましたところ、たしか私の住んでたところは12地区ぐらいあったんですが、何と自分の住んでたとこ1地区だけになくなってるんです。減ってるというか、残りの地区は全部やめてるんですよ。これは寂しいなと思いまして。

先ほど町長がおっしゃいました、いろんなところでいろんなイベントをやっとられるから、それとバッティングという話、まさにそうだろうなと一瞬納得はしたんですけど、しかし現実に私のいたところだって、そうやって全地区でそういう、夏祭りじゃないですけど、盆踊りという風習というか、ものがあったわけですけどなくなってるんです。どうやら町の自治会の方々がお集まりになられて、じゃあ、いっそのこと町の夏祭りとしてやろうじゃないかというふうな形で今変わってるんですよ。

ということは、熊野町だって、例えばことし何らかの理由で坊主山サマーナイトですかね、子供も楽しみにしてたものが何らかの事情で中止になったというわけですよね。要は、それはその地域のボランティアによってやられてたものなんですよね。だからボランティアだからいつだってやめられますよ。いろんな事情があってですけど、もちろん。そういうことを考えると、未来永劫、そういう地域に根差したお祭りが続くかどうかということを考えてみますと、現実に十何地区のうちの1地区しかそういうことをやってないということになれば、考えてもいいんじゃないかなと思うわけです。

先ほど最終的には結論は町長が予算組み云々とおっしゃられたんですが、そのことに 関して、部長とか次長はどのように考えられてますか。

議長(馬上) 内田総務部長。

総務部長(内田) 祭りにつきましては、先ほど町長のほうの答弁がございましたように、現在、町内の中で、自治会の単位ではございますが5自治会で夏祭りを行っていらっしゃいます。そうしたところの中で、一昨年、これは議員のほうの御発言の中にもありましたが、なでしこジャパン、この応援イベントとして町のほうも一丸となって、町民を挙げて応援したいということで、名前は夏祭りと、応援イベント夏祭りということにしましたが、そういった形で実施をしたと。ただ、その折に、やはり町内の各種の行事が予定変更をせざるを得なくなったという形のことも聞いております。

そうした形の中で、やはり町が誘導的に一体となってやる場合には、先ほどおっしゃいましたように、町内の状況をよく把握しながら決定をしていかなきゃいけないんじゃなかろうかと。そうした中で、町長の答弁にもございましたように、よく検討させていただきたいと。

昨年の質問以来、いろんな形の中でこの話は庁舎内の中でもどういう形であったらできるんだろうか、実際に行政がどこまでかかわれるんだろうかということも検討をしております。ただ、やはり問題点は多いということで認識してるところでございます。 以上でございます。

議長(馬上) 藤本議員。

7番(藤本) そうですね、町内の保育所とか、いろんなとこの夏祭りを邪魔するのはどうかなというところではありますが、でも毎年この時期に、今の清掃じゃないですけど、第一日曜日にするんだというふうに決まってるから、みんな休みをとったりとかしながら参加している。それと一緒のようなもので、毎年例えば8月第1週の土曜日には夏祭りがあるんだと決めれば、それに合わせて動けるじゃないですか、現実に。それはやっぱり町がこういうふうな主導でやっていくというものをやれば、それはそれによって動くと思いますよ。

だって、今回そうでしょう、町民体育館の改修によって、本当は町民運動会って体育の日の前の日ぐらいにやってたじゃないですか。それが変わったじゃないですか。それによってみんな運動会の日にちとか動いてるじゃないですか、現実に。そこらあたりはやっぱり考えていただきたいんですが、どうですか。町長、待ってください。まだ担当部長と話したい。

議長(馬上) 内田総務部長。

総務部長(内田) 夏祭りの担当部長かどうかいうのはちょっと控えさせていただきまして、お答えさせていただきたいと思います。

先ほどからのちょっとお話の中で、実は夏祭りの時期というのが7月、8月。夏祭りと銘打ってということでそういう形になろうと思いますが、町内の中で実はいろんな形

の中でやはり夏祭りを実行するためには町が主体というのはちょっとなかなか難しいところでございます。そうしますと、どういった形の実行委員会を立ち上げるかということになってくるんですけど、町の中で2大祭りといたしまして筆祭り、それから春の日の筆の日、またそのほかのところで、この近隣市町の中にはもうなくなっておりますが、農業祭、祭りですね、大きな形のイベントを行ってます。それと、ほかの時期でちょっと時期が違うんですけど、町民文化祭等々のいろんな形の、それから先ほど町長からありました町民体育祭もこれも大きなイベント。また町民駅伝大会、これも町の中を挙げてという形でイベントを行ってます。

そうしたいろんな形の行事を行ってる中で、どういう形のスタンスで夏祭りというものができるだろうかということを考えていきますと、やはり慎重に検討せざるを得ないと。そういった形の中で、いまだに決定的な御発言ができてないところだろうと考えております。

以上です。

議長(馬上) 藤本議員。

7番(藤本) そうですね。いろんな事情があるとは思いますが、先ほど申したように、だんだんとそういう夏祭りがその地域の中で子供たちが少なくなったりしてきて、そして御苦労いただく方々が少なくなられたときのことを考えれば、熊野町にはそういう楽しみがないんかというものを言われるようになると思うんですよ。せっかく子育て世代にお金を出して、30万でしたっけ、お金を出して熊野町に来てくださいということをやっとりながら、何もないじゃないかというふうになることもどうかなと思います。やっぱりそこらあたりを考えると、どうしても町主導にならざるを得ないところもあるんかなと思うんですけどね。やっていただきたい。町の活性化、町民のコミュニケーション、そしてそういうところへ来られた方々からのお話を聞いていただいて、もう一度よく、サッカーの応援に来たんでない、どんな祭りか見に来た、屋台が出ると聞いたから来た、子供を連れてきた、孫を連れてきたというふうな形を聞いてたんですね。そうしたらやっぱりこれはやりたいなと。

要は町民との活性化、コミュニケーション、町民としてのですね。それを駅伝でやってみたり、体育祭でやってみたりしてますけど、もっと気楽にできるもの、もちろん町

民文化祭も気楽に参加できるものではあるかと思いますが、もう一つそういう気楽に、本当に孫をだっこしていけるような、子供を連れていけるようなお祭りをぜひとも考えていただいて、確かに去年の皆様方の御苦労は目の当たりにしておりますので、感じております、無理を言ってるんだろうなと。大変な労力をお願いしてるんだろうなと思いますが、ぜひとも来年には実施をできるような方向づけをしていただきたい。

そして、最後に町民一斉清掃、町民夏祭りについて、三村町長のお考えをお聞かせい ただきたい。最後でございます。

議長(馬上) 町長。

町長(三村) 答弁いたします。まず、一斉清掃でございます。

実を言うと私もやりたかったんですが、河川の増水、あれを考えると非常に危険な状況であると。9月に流した次の週ですね、この間の日曜日、これも道路の清掃はできました。ただ、指令を出すのに必ず川に入っての方がおられます。川の量を私も見ました。非常に危険な状態でございます。そして、河川に入らないまでも、げしがございますが、かなり緩んでおりました。そのげしあたりの草を刈ったりする場合に、河川に転落する可能性が大変高くございました。それで、町内の道路関係をやりたかったんですが、そういった意味も含めて中止ということにさせていただきました。

それから、河川の浚渫につきましては、建設部長が答えましたように、県に粘り強く訴えてまいりたいと思いますし、町が管理しております河川、これは普通河川ですが、これは計画的に順次やっております。来年度は役場の前ですね。このあたりもかなり土砂がたまっております。役場の顔でございますので、玄関口でございます。ここもやりたいなというぐあいに考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

そして、高齢化が進み、高齢者の方が民生部長が申しましたように30%を超えました。これは7月末の時点でございますが、そういった状況で、やはり高齢の方、また65歳前後はよろしいんですが、もう後期高齢の方々、75歳以上、こういった方々が河川に入るというのはちょっと考える時期であると私も思っております。河川に入る年齢を引くのも一つの案ではないかというものはありますので、今地域懇談会をやっておりますが、その中でもやはり高齢の方が非常に悩んで質問されます。河川に入らなければならないんでしょうかということで、私は無理をされないようにという回答はしており

ます。一定のある程度の目安というものも必要であるということは考えておりますので、 それは前向きに検討させていただきます。

それから、2点目、町民夏祭りでございます。私もやりたいんです、本当は。やりたいんですが、やはり総務部長も申しましたように、他の祭りの影響ですね。坊主山商店街はことし中止となりましたが、来年度はまた復活するという声も聞いております。中溝の夏祭りと坊主山のサマーナイト、これは地区の祭りというよりも、町民全体の祭りの意味がございました。これが二つなくなったということで大変寂しい面もあったんですが、できればいろんな団体と協議を行いながら実施をしたいという思いはありますので、そこら辺は御理解いただきたいと思います。

議員さん、気軽にと言いますが、やはり町民全体を対象にしますと気軽に参加というのもなかなか準備が大変でございまして、そこら辺は御理解いただきたいと思います。 前向きにもう一度検討させてもらいます。

以上でございます。

議長(馬上) 藤本議員。

7番(藤本) ありがとうございました。

何となしに来年の川掃除が町民の皆様方にとって気楽に行けるようなものになるんじゃないかと。また、お祭りに関しても二度目の質問でありましたんですが、町長もやっぱり前向きに考えられているということをお聞きしました。あとは総務部あたりのお考えを、町長の気持ちに沿ってやっていただければ、町長もゴーが出しやすいかと思いますので、先ほどからそういう意味では内田部長、内田部長ということで声かけをさせていただきましたが、最終決断はもちろん町長でございますが、やはり町長が決断しやすいような環境をぜひともお願いします。

以上で、私の一般質問を終わらせていただきます。

南田先輩がきょうおられないということで、何とか1時間頑張ろうと思いましたが、 やはり1時間は長うございます。もっとゆっくりしゃべれば1時間いけたかなと思うん ですが、本当に南田先輩には敬意を表しまして、ほんの長時間ではありますけど、私の 一般質問を終わらせていただきます。本日はありがとうございました。

議長(馬上) 以上で、藤本議員の質問を終わります。

続きまして、3番、時光議員の発言を許します。

時光議員。

3番(時光) おはようございます。

本日、私は2点の質問をさせていただきます。

まず、1点目、郵便局、正式には日本郵便株式会社熊野町郵便局でございますが、本日は郵便局と略させていただきます。

ことし6月、熊野町と郵便局を含め民間5社と高齢者等を対象にした熊野町地域見守 リネットワークについて連携を持たれました。そこで、現在の熊野町と郵便局の連携体 制とその成果について町長にお伺いします。

2点目は、熊野町環境と人にやさしいエコタウンということで、福島原発事故以来、 原発の是非が問われておりますが、再生可能エネルギーの中でも太陽光発電は、エネル ギー資源の少ない我が国において代替エネルギーとして期待が高まっております。

そこで、熊野町において大規模太陽光発電所メガソーラーの事業者誘致について、どのように考えておられるか。また、環境省の二酸化炭素排出抑制対策事業等補助金を活用した公共施設の太陽光発電設備の設置について、どのような対応をとっておられるか。以上、2点の質問について、御答弁をお願いします。

議長(馬上) 町長の答弁を許します。

町長。

町長(三村) 時光議員の二つの御質問のうち、1番目の郵便局と熊野町の連携強化についての御質問は私から、2番目の熊野町を環境と人にやさしいエコタウンに、につい

ての御質問は民生部長から答弁をさせます。

まず、現在の本町と郵便局との連携の状況でございますが、平成14年12月に無償の廃棄物等の不法投棄に関する情報提供の業務委託契約を締結しております。また、本年5月に、見守り活動事業に関する協定を締結いたしました。これらは、郵便配達などの通常業務を行う中で、不法投棄物や行為を目撃したとき、あるいは新聞や郵便物がたまっている、また高齢者や子供のふだんと違う泣き声や悲鳴が聞こえるなどの異常に気

づいた場合、業務に支障のない範囲内で確認できた事項を情報提供していただくという ものでございます。

郵便局は、町内全域、全住民を対象に業務を行っている事業所であり、こうした事業活動に期待するところは大きいものがございます。今のところ通報件数はございませんが、日常的に地域の関係機関と連携を図ることにより、ひとり暮らし高齢者など、不安を抱えた世帯にも安心を提供できるものと考えております。

また、平成9年に町内郵便局代表者、熊野郵便局長との間に、災害時における相互協力に関する覚書を締結しており、町内で大規模な災害が発生した場合には、互いにそれぞれが所有、管理する用地または施設の使用や、被災情報の提供を要請できることとしております。

以上でございます。

議長(馬上) 清代民生部長。

民生部長(清代) 時光議員の熊野町を環境と人にやさしいエコタウンにの御質問にお

民生部長(清代) 時光議員の熊野町を環境と人にやさしいエコタウンにの御質問にお答えします。

まず、大規模太陽光発電所、いわゆるメガソーラー発電所の事業者誘致についてでございますが、現在、広島県と中国電力グループが共同して地域還元型再生エネルギー導入事業として、ひろしま再生可能エネルギー推進有限責任事業組合を立ち上げ、メガソーラー発電所の建設を推進しているところでございます。本年度は第1期としまして、3カ所の未利用の県有地におきまして、メガソーラー発電所の建設工事を実施すると聞いております。

続く第2期は、市町の未利用地を含めまして、建設候補地を選定するために、当町にも建設候補地の情報提供の依頼が県からありました。その際の条件が、3ヘクタール以上の未利用地で20年以上継続して発電所の設置が可能である公有地ということで、検討いたしましたが、条件を満たす公有地はございませんでした。

次に、環境省の二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金を活用した公共施設の太陽光発電設備の設置についてでございますが、この補助金を利用して県が事業主体で実施する、いわゆるグリーンニューディール基金事業の中の公共施設再生可能エネルギー等導入推進事業を活用し、災害時避難所に太陽光発電システム、蓄電設備及びLED照明の

導入につきまして、県に要望しているところでございます。

本年度につきましては、県基金の財源となります国庫補助金の申請が国に採択されませんでしたが、県当局からは来年度の採択に向け、事務を進める旨の連絡を受けております。当町としましては、状況を注視しながら、引き続き県に要望をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長(馬上) 時光議員。

3番(時光) 郵便局とは3件の連携が結ばれているとのことでございます。すばらしいことだと思います。

ところで、郵便局に問い合わせたところ、現在熊野管内の集配業務において、郵便局のバイク20台が1日平均40キロから50キロ、ほか車両もあわせて1日延べ1,000キロ走行されてるようでございます。ちなみに熊野町の公用車は1日延べ何キロぐらい走っておられるでしょうか。

議長(馬上) 岩田総務部次長。

総務部次長(岩田) 公用車の御質問ですが、公用車のうち各分団に配置しておる消防の積載車であるとか、小型バイクというものを除かせてもらいまして、47台分なんですけど、走行距離を把握しておりますので、そちらのほうで回答させていただきたいというふうに思います。

平成24年度のデータになるわけでございますが、公用車47台の1年間の走行距離の合計は約19万7,000キロでございました。単純計算となりますけども、250日で割りますと1日当たり約790キロ、47台の公用車が走っているという状況になるうかと思います。

以上でございます。

議長(馬上) 時光議員。

3番(時光) 町内だけではないでしょうが、790キロ、思いのほか多く走行しておられると思います。

郵便局の配達員の方々は、車両の入らないような小さな道までくまなく走行しておられます。地域に密着しておられる皆さんが通常業務に支障をきたさない範囲内で、意識を持って集配業務中に発見した情報を管轄の町に通報していただく協定をさらに結んでみたらいかがでしょうか。

そこで、まず昨年の質問において問題提起をさせていただきました。防犯対策に関連 してでございます。子供の安全の確保に関する情報、赤いバイク、車両は非常に目立ち ます。不審者による登下校時中の児童に対する声かけや、拉致未遂などの犯罪の防止に 役立つと思われます。

福井県ではことし3月、県単位では全国で初めて子供見守り活動の協力に関する協定 を締結されました。熊野町としてもこのような協定を結ばれたらいかがでしょうか。

議長(馬上) 沖田生活環境課長。

生活環境課長(沖田) 防犯に関しまして郵便局のほうと協定を結んだらどうかという 御質問でございます。

町といたしましても、警察等関係機関、それと先行してそういった協定を結ばれておられます市町村の状況等参考にいたしまして、積極的に郵便局のほうに働きかけたいと思っておるところでございます。

以上です。

議長(馬上) 時光議員。

3番(時光) 今の防犯に関してもう1点ですが、平成16年ごろに郵便局の車両、バイクに防犯パトロールといったマグネットが装着されていたようですが、最近見かけま

せん。新たに作成してみたらいかがでしょうか。

議長(馬上) 沖田生活環境課長。

生活環境課長(沖田) 確かに平成16年に郵便局の車両に対しまして、マグネットタイプのものと粘着タイプのものをお配りして、それを車両に張りつけていただきました。それで、やはり経年変化で劣化いたしまして、最近は見かけなくなっておるところでございます。このマグネットシール等粘着式のシールにつきましては、予算の範囲内で対応させていただきたいと思っております。

以上です。

議長(馬上) 時光議員。

3番(時光) 2点目の情報収集といたしまして、道路等公共施設に関する情報です。

町職員の皆様も日々町内を周回して、危険箇所の点検等を行っておられますが、やは り目の届かないところがあると思います。小道まで定期的に走行される郵便配達員の 方々に、道路の損傷やガードレール等の交通安全施設、道路上への土砂の崩落や、倒木 や、街路灯の障害等の情報提供をしていただく協定を同じく結んでみたらいかがでしょ う。

議長(馬上) 林開発指導課長。

開発指導課長(林) 道路でございますけれども、郵便局が業務に支障がなければ協議をしてみたいとは思っています。

以上です。

議長(馬上) 時光議員。

3番(時光) 町民の方々の安全・安心を保っていくためには、郵便ネットワークとの協力体制を充実することは非常に意義があると思われます。先日、郵便局にお伺いしたところ、前向きに対応したいとの回答がございました。住みよいまちづくりのためにも、

行政だけでなく、地域や民間企業との連携が非常に重要です。

ちなみに京都府京丹後市は、市民生活に係る情報提供に関する協定として、熊野町が 既に連携している3件と、本日提案させていただきました2件をあわせ、協定を結んで おられます。ぜひとも熊野町側よりアプローチしていくべきだと考えます。また、既に連携している3件のうち、2件に関しては2007年の郵政民営化以前のものであります。再度確認する必要があると思います。

続きまして、2点目の熊野町を環境と人にやさしいエコタウンについての質問に関してですが、メガソーラーについてはそれだけの規模の用地が確保できないということでしたら、残念ながら難しいと思われますが、公共施設の太陽光発電設備についてでございますが、災害時、災害対策本部が置かれる熊野町役場を含め、町内13カ所に指定される避難所には自家発電設備が何カ所あるでしょうか。

議長(馬上) 岩田総務部次長。

総務部次長(岩田) 避難所を13カ所指定をしておるのですが、自家発電設備については設置してないというふうに把握しております。

以上でございます。

議長(馬上) 時光議員。

3番(時光) 熊野町役場にはないんでしょうか。

議長(馬上) 岩田総務部次長。

総務部次長(岩田) 熊野町役場にはこの屋根の上にございます。発電量は余り大した あれではないんですが、料金ベースで年間3%程度の発電はしております。

以上でございます。

議長(馬上) 時光議員。

3番(時光) 役場にしかないということでございますが、先ほどお話のあったように、本年度県において各公共施設の国庫補助金の申請をされたが、全て不採択となったとのことですが、来年度は災害時、中心的な避難所となる熊野町民会館には、最低限太陽光

| 発電及び蓄電設備の導入ができますよう、採択に向けての準備が必要と思われますが、<br>どのようにお考えでしょうか。 |
|---|
|   |
| 議長(馬上) 清代民生部長。<br>~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~    |
| 民生部長(清代) まず採択というのは、県のほうが基金を常設するのを県の基金が採                   |
| 択されるという必要があります。現在、町としましても県からの要望申請ということで                   |
| 3 件ほど出しておりますが、町民会館、福祉避難所も併設しております。ここをまず最                  |
| 優先に要望していきたいと考えております。                                      |
|   |
| 議長(馬上) 時光議員。  |
|   |
| 3番(時光) ぜひとも御努力お願いします。                                     |
| 町内の住宅の屋根に太陽光発電パネルが少しずつふえているようですが、今年度の熊                    |
| 野町の住宅用太陽光発電システム普及促進事業補助金の実績はどのようになっておるでしょうか。              |
| ~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~                    |
| 議長(馬上) 清代民生部長。  |
| ~                   |
| 民生部長(清代) 今年度ですが、100件予算を計上させていただいております。現                   |
| 在のところ29件の申請ということでございます。                                   |
|   |
| 議長(馬上) 時光議員。  |
| ~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~                      |
| 金は終了し、国の補助金も今年度までと言われております。消費税増税前の駆け込み需                   |
| 要があると思われますけど、町としてさらなる促進を願います。                             |
| この太陽光発電設備に関しては、当初町内各所に見られる耕作放棄地の活用というこ                    |

います。今後の法改正の動向を見ながら、後日質問させていただきたいと思います。 - 26 -

とを考えてみたんですが、現在の農地法においては非常にメリットが少ないようでござ

また、公用車の電気自動車の導入と観光客等に対する急速充電設備の設置ということも、今後課題と思われますが、何せ電気自動車の普及率、先日調べますと県内にまだ230台余りということでございますので、現在の町の保有しているハイブリッド車の耐用年数も考慮し、こちらも今後質問させていただきたいと思います。

以上で、私の質問を終わります。御答弁ありがとうございました。

議長(馬上) 以上で、時光議員の質問を終わります。

続きまして、4番、民法議員の発言を許します。

民法議員。

4番(民法) 皆様おはようございます。4番、民法でございます。

私は今回通告書に基づきまして、2点町長に御質問をさせていただきたいと思います。 まず1点目でございますが、中溝地区2カ所の道路改良工事についてお尋ねします。

7月末に中溝地区の道路改良工事について付近住民への工事説明会が役場でございました。県事業では道垣内交差点がこの秋から工事に入り、26年度末の完成になるとお聞きしました。この道垣内交差点改良は、地元住民だけではなく、この交差点を通行するドライバーにとって長年の要望でございます。右折レーンの設置とバス停の移設など、工事により交通渋滞がかなり解消されると思います。この区間は児童・生徒への通学路となっており、道路が狭い割には、朝夕交通量が多く、大変危険でございます。私が以前からお願いしてますが、今回の工事に合わせて、町では馬橋方面への歩行者、自転車対策はどのように計画されているのでしょうか。

また、町事業では町民会館や東中学校への進入路となる五反田橋が老朽化によりかけかえということで、10月から工事に入り、来年7月まで全面通行どめということをお聞きしました。児童・生徒への通学路対策について、またこの町道沿いには筆事業所もあり、交通量が多く、大型車の通行道路にもなっています。迂回路となる町民会館や役場敷地内は交通量がかなり増加することが予想されます。両敷地内の整備はどのようにお考えか、お尋ねいたします。

次に、2点目でございますが、御当地ナンバープレートについてお尋ねします。

ここ数年、全国の自治体で町のオリジナルナンバープレートを作成して、町のPRを しているところがございます。県内でも隣の呉市が、大和のふるさととして導入し、二 輪車が走っています。現在人口 2 万 5 , 0 0 0 人の本町では、 1 2 5 cc 以下の原付バイクは約 2 , 4 0 0 台登録されていると伺っています。オリジナルナンバープレートをつけて走れば、町内外に熊野を P R できると思います。バイクは走る広告塔として、熊野を訪れた人や町民に町の親しみや愛着を深めてもらうのにとてもいいことだと思います。 導入を検討してはいかがでしょうか。

以上、2点、一問一答方式でお尋ねします。答弁のほどよろしくお願いいたします。

議長(馬上) 町長の答弁を許します。

町長。

町長(三村) 民法議員の二つの御質問のうち、1番目の中溝地区の道路改良工事についての御質問は私から、2番目の御当地ナンバープレートについての御質問は税務課長から答弁をさせます。

道垣内交差点の改良工事につきましては、県の施工によりこの秋から工事に着手し、 平成26年度末完了のスケジュールで、町道側80メートル区間においても県道同様に 右折レーンが設置されます。

次に、五反田橋のかけかえ工事でございますが、町内全域の橋梁点検を実施しましたところ、損傷が大きいということで、国の補助を受けましてかけかえすることといたしました。

詳細につきましては、建設部長から答弁をさせます。

以上でございます。

議長(馬上) 森本建設部長。

建設部長(森本) 民法議員の1番目の御質問、中溝地区の道路改良工事についての詳

建設部長( 森本 ) 民法議員の「番目の御貨問、甲溝地区の連路改良工事についての詳細についてお答えいたします。

1点目の、道垣内交差点町道側80メートル区間は県事業により施工されますが、歩道の整備予定はないため、隣接する町有地を活用して歩道設置の効果を今後検討するところでございます。また、馬橋交差点におきまして、すみ切り部分の改良工事を計画しており、完了しますと東部方面から道垣内交差点方面への左折車両がスムーズに通行で

きるようになります。

2点目の五反田橋のかけかえ工事でございますが、施工方法を検討する中で、橋周辺には仮橋や仮歩道の設置する用地がなく、また橋の工事は下部工と上部工に分かれますので、やむを得ず約10カ月間全面通行どめとするものでございます。地元住民には大変不便をおかけしますので、文書を配布して説明を行うとともに、町広報10月号に掲載するなど、全面通行どめを広く周知してまいります。

議員御指摘のように、この町道は通学路にもなっており、仮歩道も設置できないため、 児童・生徒が安全に通学できる道路を検討しているところでございます。

最後に、迂回路となる町民会館や役場敷地内の道路につきましては、敷地内徐行や安全表示などにより、利用者の安全な通行を確保してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長(馬上) 貞永税務課長。

税務課長(貞永) 民法議員の御当地ナンバープレートについてに答弁いたします。

125 cc以下の二輪車、50 cc以下の三輪車、及び農耕作業用自動車などの小型特殊 自動車につきましては、軽自動車税を課税するため、車体を取得したときに申告してい ただき、町が課税標識、いわゆるナンバープレートを無償で貸与し、車両につけていた だいております。このナンバープレートのデザインにつきましては、各自治体で定める ようになっておりますが、従来は、国の通達に従って統一したデザインを採用しており ました。

こうした中、平成19年から観光振興や自治体の知名度向上を目指して、愛媛県松山市を皮切りに、現在、全国で224市町村が、県内では尾道市、府中市、呉市の3市が既に導入し、廿日市市、広島市が今後導入予定の状況でございます。

議員御提案の町独自でのデザインナンバープレートを導入するためには、125cc以下の二輪車の白色、黄色、ピンク色の3種類が対象となり、作成費用は、デザイン料を除く金型製作費として約300万円程度必要となります。デザインを公募することとする場合には、追加経費はさほど必要はないと考えますが、デザインを業者委託する場合には、先ほどの金型製作費と合わせた初期経費が必要となります。

デザインプレート、いわゆる御当地ナンバープレートは、筆の都熊野町をより広くP

Rできる話題性があるものと考えられますが、デザインの決定方法や、新しいナンバーをつける二輪車の多くの行動範囲が近隣市町に限られることから、熊野町の地域振興にどの程度寄与できるかなどの費用対効果面等についての課題もあることから、導入の可否について検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長(馬上) 民法議員。

4番(民法) いろいろありがとうございました。

中溝地区の道路改良工事についてですが、細かいことをたくさん聞きたいことがある んですが、何点か絞ってお聞きしたいと思います。

先ほど建設部長のほうが答弁されましたが、歩道のほうは計画にないということでございます。現在、道垣内交差点には仮歩道が設置されていますが、これから80メートル区間町道が拡幅するということなので、ぜひ歩道の検討はしていただきたいと思いますが、いかがでございますか。

それと、また歩道が設置できない区間があるじゃないですか、道路の路側帯部分。そこらあたり例えば緑色のカラー舗装などで車に安全をとにかく知らせるためにも、ぜひ検討していただきたいと思うんですが、その点いかがでございますか。

議長(馬上) 森本建設部長。

建設部長(森本) 80メートル区間の歩道の設置につきましては、前向きに今検討しているところでございます。町費でございますので、児童安全のためにぜひつくりたいというふうに前向きに考えております。

それと、もう1点、カラー舗装ということでございますが、現在もう検討段階に入りまして、塗料等の識別というか、選別というか、滑りにくくはげにくいというものを、今専門の業者等に当たっております。今後、議員御指摘のように白線内におきまして緑なり、安全啓発のできる色を塗ったらどうかということなんですが、うちのほうで調べましたところ、舗装の範囲は非常に狭うございます。もう20センチか30センチ、あとは全部コンクリートのふたでございます。ですからコンクリートのふたにも合い、舗

装にも合う塗料ということで、今選別をさせていただいております。

これはぜひやりたいと思うんですが、何せ許可が必要になってございます。海田警察署、公安委員会ですね。そちらのほうとやはり協議が必要となるため、こちらのほうも並行してやっていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長(馬上) 民法議員。

4番(民法) ちょっと大事なことを1点忘れとったんですが、今の広くなったところからまた当然左側通行というか、渡るじゃないですか。あそこへぜひとも横断歩道を、警察の許可も大変だと思うんですが、ぜひ渡るのに、大変交通量も多く大変危険なので、横断歩道の設置はいかがですか。お願いしていただけますか。

議長(馬上) 森本建設部長。

建設部長(森本) 現在、歩道ということでもう県がやります事業は終点が完了しております。どうしても左側につけると困難なんで、右側になろうかと思います。その際に渡るということですね。これにつきましても、今カラー舗装の件がございましたので、これと一緒に警察のほうにお話、協議したいと考えております。

以上です。

議長(馬上) 民法議員。

4番(民法) ありがとうございます。ぜひできるように検討していただきたいと思います。

続きまして、今のバス停の前に自転車の仮駐輪場がございますが、あれは恐らく移設すると伺っております。できれば屋根のついた駐輪場をつくっていただくように、県のほうへ要望していただきたいと思います。

それと、今後、水防倉庫の町道は右折での出入りができなくなると伺っております。 あの長年利用してきた町道なので、付近住民の方はとても不便になると思うんですが、

|   | これは大変無理なお願いかとは思うんですが、例えは役場の駐車場、道上川のそはに則をつけてやっていただくということは無理でございますか。   | ₫        |
|---|--|----------|
| ~ | ~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~   | -        |
| ~ | ~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~   | <u> </u> |
| ~ | 以上でございます。<br>~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~   | -        |
| ~ | 議長(馬上) 民法議員。<br>~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~  | <b>-</b> |
|   | 4番(民法) わかりました。<br>それから、役場から庁舎橋を渡って今県道に出るのに、大変車があの信号機で渋滞し   | J        |
|   | ておるようでございますが、今後、道路も広くなるということで、ぜひ出入り口に県近が譲りゾーンといいますか、車が信号待ちで停車できないような譲りゾーンを設けてに<br>************************************ |          |
| ~ | ただくようにお願いしていただきたいと思うんですが。<br>~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~<br>議長(馬上) 森本建設部長。                                       | _        |
| ~ |  | <u>_</u> |
|   | らに多くなるものと考えられます。幅員も広がりますので、非常にまた出にくくなります。ということから、譲り合いのゾーンということで、白線を引いて中に車をとめない   |          |
|   | という箇所をつけたいということで、これも全部ひっくるめて公安委員会のほうと協議<br>したいというふうに考えております。   | 義        |
| ~ | 以上でございます。<br>~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~   | -        |
| ~ | 議長(馬上) 民法議員。<br>~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~   | _        |
|   | 4番(民法) ありがとうございます。   |          |

役場が移転して早いもので12年が経過いたしました。あそこの役場の敷地内を通り

抜けて、図書館、町民会館方面へ抜ける道垣内交差点の交通量もかなりふえることと思います。このたびやっとというか、あと1年半で改良されるということは、中溝地区の住民にとっては、この交差点を利用するものにとって待望の工事だと思います。県事業ですが、町も協力して、一日も早い完成を望みたいと思います。

また、五反田橋でございますが、10カ月ぐらい通行どめとなるというのは、地元住民にとってはとても不便なことだろうと思います。特に、毎日通いなれた通学路が変更になると、児童・生徒への不安感、これは十分に安全を確保していただきたいと思います。

また、地元住民や事業所への工事概要、迂回路の周知を行い、町民会館役場敷地内での安全対策を十分行ってから工事に着手することを心より願いたいと思います。

国内では中央自動車道の笹子トンネル天井板落下事故のように、インフラ老朽化による事故が発生しております。大きな事故が起きないうちに、計画的にインフラの老朽化対策に力を入れて、快適に暮らせるまちづくりを進めていただくことを要望いたします。

続いて、御当地ナンバープレートでございますが、現在、町で原付、白、黄色、ピンクですか、ナンバープレートは年間どのぐらい交付しているのか。また、その在庫の数、 教えていただきたいと思います。よろしくお願いします。

議長(馬上) 貞永税務課長。

税務課長(貞永) 1年間に交付しているナンバープレートの数と現在の在庫数ということでございますが、新規車両の取得や車両の乗りかえによる本町でのナンバープレートの直近5年間での平均で見ますと、50c以下の白いナンバープレートが約250枚、90c以下の黄色いナンバープレートが約25枚、125cc以下のピンクのナンバープレートが約85枚、おおむね360枚のナンバープレートを交付しているところでございます。

また、現在のナンバープレートの在庫数につきましては、白色が約250枚、黄色が約30枚、ピンクが約70枚でございます。

以上でございます。

議長(馬上) 民法議員。

4番(民法) ありがとうございます。

50ccは250と言われましたか。

税務課長(貞永) 交付数は250枚です。

4番(民法) ありがとうございます。

導入の目的は町の一体感と郷土愛の醸成を図ること、また観光振興や地域の活性化に 資することと思います。本町では町外へ通勤、通学で原付バイクを利用している方も多い。熊野の周辺市町に十分PRできると思います。原付バイクなどを利用して、今のバイクで町外へ出る台数をどのぐらい把握しているか、わかりますか。

議長(馬上) 貞永税務課長。

税務課長(貞永) 原付バイクを利用して町外に出られる人数につきましては、大変申しわけございませんが、そういった調査をしたことはなく、人数については把握しておりません。しかしながら、近年のエコブームによって、自動車から125 cc以下のバイクのほうに乗りかえる方がふえているところを見ますと、相当数の方が町外のほうへ出かけられているのではないかと思われます。

以上です。

議長(馬上) 民法議員。

4番(民法) 町では職員用の名刺に筆やふでりんなどの印刷をしています。御当地ナンバープレートを導入することに当たって、熊野にはこのように多くの素材があると思います。また、住民は広く町外へもデザインを公募すると、先ほど課長も言われましたが、安くつくんではなかろうかということなので、公募すると町のPRになるんではなかろうかと思いますが、公募の予定という考えはございますか。

議長(馬上) 貞永税務課長。

税務課長(貞永) 広く公募してはどうかということにつきましては、議員御指摘のとおり町のPRにつながるということと経費が節減できるということもありますので、導入するとしたら募集方法等については既に導入している自治体等に情報収集に努めて検討してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

議長(馬上) 民法議員。

4番(民法) いろいろありがとうございます。

オリジナルナンバープレートの導入でございますが、どこの自治体でも観光PRや記念行事等多いということですが、本町は一昨年、化粧筆からことしの総理官邸への毛筆と、全国的に知名度がかなり上がって高くなっております。今後は住民に熊野町への愛着を深めてもらうためにも、ぜひ御検討をよろしくお願いいたしまして、私の質問を終えたいと思います。ありがとうございました。

議長(馬上) 以上で、民法議員の質問を終わります。

暫時休憩いたします。

再開は20分から。

(休憩 11時04分)

(再開 11時21分)

議長(馬上) 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

続いて、10番、山野議員の発言を許します。

山野議員。

10番(山野) 10番、山野です。

3点についてお尋ねいたしたいと思いますので、御答弁のほうどうぞよろしくお願い いたします。

1点目は、配慮児童支援員や家庭教育支援員の問題点と今後の課題についてお尋ねい

たします。

今年度の予算でこれらの支援員には予算がつきました。各学校に配属されております が、1学期が過ぎ、どういった児童に対してどのような指導が行われ、それからどのよ うな問題点が見えてきたのかをお尋ねいたします。また、9月は発達障害福祉月間とな っており、ここ数年、政府や文部科学省では注目している発達障害児の増加ですが、私 たちが子育てしていた時代にも教室を立ち歩く子供や集団から離れている子はいました が、このような子供たちが現実ふえているのでしょうか。また、何が原因なのか、これ からの社会情勢の中、どのような対応が望まれているのでしょうか。熊野町ではどのよ うな施策ができるのかをお尋ねいたします。

2点目についてお尋ねいたします。以前にも一般質問を2回ほどした学校薬剤師の問 題ですが、各学校への配属は条例によって適切であるかと質問しましたが、もう一度熟 考願えればと考えております。各学校に1人ずつ配置しなければならない薬剤師さんの 勤務状況はどのようになっているのか。他町に比べての給与、待遇はどうなっているの か。また、どのような仕事をお願いしているのかをお尋ねいたします。

3点目は、町民会館ホールふでりんホールのことですけれども、老朽化に対する改修、 修理の計画はあるのでしょうか。築28年も経過するため、ふでりんホールは空調設備、 照明設備の老朽化がひどいですが、改修の予定をお尋ねいたします。

今年2月、能公演の折、極寒の中、ホールは暖房がきかず、観客は能鑑賞は衣装や能 面の関係でわざと暖房を低く抑えているのか、でも非常に寒かったという声がありまし た。また、先日のうちどくの齋藤孝先生の講演で、表情やメモが見にくく、こんな暗い 照明ではせっかくのよい講演も効果が半減、見ているほうも元気が出ず、暗くなってし まいます。学校の体育館での照明設備のような状況でした。

有料の講演であったり、これから本格的な演劇を計画するにしても、この状況では出 演者に対して、また観客に対しても感動を与える舞台にはなりません。早急に改善策を 考えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

以上、3点についてお尋ねいたします。よろしくお願いいたします。

| ~ ~ ~ | ~ ~ | ~ · | ~ ~ | ~ | ~ | ~          | ~  | ~ | ~ | ~ | ~ | ~ | ~ | ~ | ~ | ~ | ~ | ~ | ~ | ~ | ~ | ~ | ~ | ~ | ~ | ~ | ~ | ~ | ~ | ~ | ~ | ~ | ~ | ~ |
|-------|-----|-----|-----|---|---|------------|----|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 議長(   | (馬  | 上   | )   | 町 | 長 | <b>ග</b> : | 答: | 弁 | を | 許 | し | ま | す | 0 |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |

町長。

町長(三村) 山野議員の三つの御質問のうち、1番目の配慮児童支援員や家庭教育支援員の問題と今度の課題についての御質問は教育長からお答えいたします。また、2番目の学校薬剤師の待遇についての御質問は教育部長から、3番目のふでりんホールの老朽化についての御質問は教育部次長から答弁をさせます。

以上でございます。

議長(馬上) 林教育長。

教育長(林) 山野議員の配慮児童支援員や家庭教育支援員の問題と今後の課題は、の

教育長(杯) 田野議員の配慮児童又援員や家庭教育又援員の同題と今後の課題は、の 御質問にお答えいたします。

現在、配慮児童支援員を小学校に3名、家庭教育支援アドバイザーを各中学校区にそれぞれ1名ずつ配置しております。配慮児童支援員については、自分のこだわりから教師の指導に従えない児童や、授業中にパニックになり他の児童に迷惑をかける児童、授業中に教室から飛び出すことがある児童等により、結果的に授業が成立しない状況が見られた学級で、配慮児童支援員による個別支援が行われ、現在は落ちついた授業が実施されております。また、課題の見られる児童に対しては、家庭の協力を得て関係機関等と連携し、適切な対応ができるように取り組んでいるところです。

家庭教育支援アドバイザーについては、例えば学力調査30%未満の児童・生徒等、 学力に課題のある者に対する学習習慣の定着に向けて、教職員と連携して指導方針を立 てた上で、児童・生徒や保護者の相談活動や学習支援に当たっております。結果として、 学力調査において30%未満の児童・生徒の数が減少しております。

また、昨年度、文部科学省実施の調査によると、発達障害の可能性のある児童・生徒は通常学級に6.5%の割合で在籍しており、このうち約4割は特に支援を受けていないとの状況が公表されました。この結果について、専門家は今後の取り組みの重要性を指摘しております。教育委員会としましては、今後とも、児童・生徒や学校の充実に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長(馬上) 藤森教育部長。

教育部長(藤森) 山野議員の学校薬剤師の待遇についての御質問にお答えします。

本町では、現在、学校保健安全法に従って、各校に1名の学校薬剤師を配置しております。待遇については、年額報酬が1万8,800円、年間5回程度の勤務で、出務報酬額は5,000円でございます。郡内他町の様子を見ますと、1回の出務手当の額は熊野町の方が低いようですが、他町では年間報酬額がありません。また、勤務内容や年間の出務回数に違いがあります。特に、お願いしている業務については各自治体で異なっており、例えば、給食施設のある学校では、その衛生管理やプールの水質検査などを依頼している場合もあるようでございます。現段階では比較することが難しい状況でございます。今後、具体的に状況を調査したいと考えております。

以上でございます。

議長(馬上) 三村教育部次長。

教育部次長(三村) 山野議員の、ふでりんホールの老朽化の御質問にお答えいたし

教育部次長(三州) 山野議員の、かどりんかールの老村化の御負向にあ合えいたします。

町民会館ホールは、平成24年10月に「ふでりん」を観光大使とした際、多くの町民の皆様に周知を図るため「ふでりんホール」と命名されました。施設は昭和60年に建設されたもので、約28年の年月が経過し、空調設備や照明設備の老朽化が課題となっています。また、空調設備や照明設備につきましては、定期的に保守点検を行い、部品交換や調整を行っております。

空調設備につきましては、設備負荷を軽減するため、平成21年度に全館一括空調から、ホールと集会室、エントランス以外を個別空調に切りかえました。しかし、主体である直焚き式吸収式冷温水器の老朽化が大きな課題であり、更新等抜本的な対策が必要と考えております。

照明設備につきましては、老朽化による照度の低下が課題でございます。解決には照明の更新やコンセントの形状変更等、大規模な設備の更新が必要でございます。現在、空調設備や照明設備ともに、財政上の制約を考慮しながら慎重に改修計画を策定中でございます。

以上でございます。

10番(山野) 小学校3名、配慮児童支援員、中学校2名の家庭教育支援員がいらっしゃるということで、家庭教育支援員、中学校に関しては実力、学力が30%しかないのが、最近は非常に上がってきたという、非常にいいことだと思います。何が原因なのかと考えたところ、現在の子供たちは時間と住居や遊び場などが管理されておりまして、遊べる仲間や自然環境を自由に選べることができずに、仲間の中で育つコミュニケーションや言語能力、あるいは相手を思いやる共感性が育たず、自然環境の中で育つ体力や適応能力などが低いと言われています。

大人の都合で多くの子供たちは小さいときから1人で静かに遊べる道具、テレビやD V D、テレビゲームや最近のモバイルゲーム等が与えられて育ってきております。集団 で遊んでいる子供たちは実際には会話はなく、ゲームに集中し、ゲーム機を持ってない 子は仲間外れをされ、無視されたりしているという状況もあるそうです。 長時間ゲーム で遊んでいるため、睡眠不足になり、食欲もなく、常にいらいらした状態でいる子供が ふえているのではないでしょうか。

9月8日付の中国新聞に、子供の安全に対する世論調査で、子供へのスマートフォン、多機能携帯電話の利用に不安を感じると答えた人が7割もいたそうです。警察庁は、スマホはインターネットのアクセスが容易で、犯罪に巻き込まれないように啓発する必要があると言われています。ウェブサイトやアプリ、応用ソフトの利用で、他人とのトラブルや犯罪に巻き込まれたり、悪影響を与える情報が簡単に見られたり、ネット利用時間が長時間になったり、コミュニティーサイトを利用する危険もあると言われています。

けさの中国新聞におきましても、何の危険も感じずにスマホを利用している子供が5割近くあると言われています。先日の呉市の灰が峰で起きた事件においても、コミュニティーサイト等を利用して仲間が広域化し、表面だけでつき合っている、本当の人間関係が築けなかったのではないでしょうか。要するに、子供たちへの環境を素早く把握して、危険から守る方法を教えてやることが大事で、現在、親だけでは対応できない子育ての状況にあると思います。

このゲーム等が発達障害を起こす原因とは言いませんけれども、学校への持ち込み禁止、あるいは1日の使用時間の制限といったものの対応はとられているのでしょうか。 お尋ねいたします。 議長(馬上) 藤森教育部長。

教育部長(藤森) 確かに学校では携帯を持ってくるということは認めておりませんので、学校で使うということはないと思いますが、かなり日常に子供たちの中でも携帯が定着という言い方はおかしいですが、普及しているという状況があるというのは確かなようでございます。これが実際にどういう効果を持っているというよりも、これらの有害情報によっているんな問題が起こってるということも確かにございます。

教育委員会といたしましても、できればこういうのはやめていただければというのが最もよいことだろうというふうには思っております。ただ、先日といいますか、はだしのゲンの問題もありましたように、教育委員会のほうがこれをしなさいというのは非常に大きな抵抗がある場合もございます。そこで学校等と諮りながら、一緒に携帯を自粛といいますか、少なくしていく方法というのはないかということで、今学校長等と連携を図る方法を検討しております。

それから、個別の学校ではもちろん親御さんに向けて、例えばノーゲームデーとかというようなものをやっていこうとか、携帯はやめましょうというような形で情報発信されてるという状態が個別にはあるのも確かでございます。

以上でございます。

議長(馬上) 山野議員。

10番(山野) 非常に大人でもスマホにかかって、歩行中にもずっとしながら転落した事故とかいったものがございます。あれをやり出すと人の話は聞かない、ずっと食事中も実に気になるというような状況が起こってきております。子供たちにそういったものはできるだけ制限するような、家庭と相談しながらやっていただければと思います。

保護者も自然環境や地域での子供の数が少ないために、遊ぶ仲間の不足を感じていると思います。この夏休み、各公民館や図書館での体験講座への申し込みが非常に多くて、抽せんで決定し、あるいはキャンセル待ちも多かったように言われています。先ほどの話じゃないですけど、地域の力で夏祭り、あるいは秋祭り、集団キャンプなど、仲間づくりの場を多くつくって、心身ともに発達する時期の子供が自然や社会に対応する生活

能力が向上できるような地域社会との交流を促進するような環境づくりが今必要なのではないかと思います。

そこで提案ですけれども、以前にも議員が意見を出したと思うんですけども、宿泊集 団登校を計画してみたらいかがでしょうか。お金はかからないと思います。地域のボラ ンティア、地域の設備を使って行い、地域の人々とのかかわり、友達との交流、自分の 能力を見詰める、あるいはお互いの能力を確認する。そしてその中で優しさや思いやり、 行動力、決断力が養われると思います。

広島市でも佐伯町で既にもう四、五年前から取り組んでおられます。その中で各家庭にもらい湯という、今はもうほとんどなくなってるんですけど、昔あったもらい湯をしていただいて、そこの家庭に二、三人の子供たちが入り込んで、そして夕食からおふるに入って、会話をして、そしてその中で規律、あるいはエチケット、そうしたものを勉強して、非常に地域の人もすごく喜んでいるというふうなことを聞いております。

今回町内では大学生の民泊が話題になっておりますけれども、町内で農業がない、漁業がないという体験じゃなくても、普通の家庭でそういう体験をするということは、今核家族になりまして、おじいちゃん、おばあちゃんのところになかなか行く機会もないということもありますので、そういったところで他の家庭の中に入っていろんな経験を積んでみる、経験をさせるのもいいんじゃないかなと思うんですけれども、いかがでしょうか。

議長(馬上) 藤森教育部長。

教育部長(藤森) 宿泊して、例えば公民館等の施設に子供たちが宿泊して、そこから 学校に通う。自分たちの身の回りのことは自分で世話をしながらという、大変自立とい う面でも非常にいいことなんだというふうに思います。

ただ、以前に検討したことがございますが、実際にいざやるとなると、ボランティアの方といいますか、非常に夜も全て、御飯も食べさせて、弁当もとかというようなケースも起こってくると思います。非常に現実問題としてはなかなか難しいということがございます。

学校のほうでは、一つは体験授業として、毎年林間学校等のような形のものですけれ どもやっておりますけれども、このときに民泊を取り入れているということがございま す。これによって今までよその家といいますか、そういうところに宿泊して、よその釜の飯を食べるというようなことになりますが、そこで生活をしてみるということで、非常に感動的な体験をするということもございます。また、修学旅行でもそのようなものを加えているというケースもございます。そういうことが図れる機会があれば、また検討したいと思います。

以上でございます。

議長(馬上) 山野議員。

10番(山野) 非常にボランティアに負担をかけると言われておりますけども、佐伯町なんかで聞くと、逆にボランティアが普通に喜んで、夜なんかでも子供たちがそれこそ枕投げをやったりとか、喜んで、結局は1日目は非常に興奮して寝ないんですけど、二日目はくたびれて、ぐたっと寝てしまうという、二、三日続けば十分落ちついて指導ができるというようなことを言っております。わざわざよそに、林間学校、あるいは臨海学校というようなものは、それも必要だと思います。団体で行くところはね。でもこれは全員が行くんじゃなくて、希望者を募ってすると。例えば第二小学校とか、近いところで行くと、それらの人たちが希望者だけをボランティア、あそこにはいろんな施設もありますし、ボランティアも育っておりますので、そういったところでちょっと一回ためしをやってみればおもしろいんじゃないかな。おもしろいと言ったら失礼ですけど、いい体験学習ができるんじゃないかなと思っております。考えていただけたらと思いま

それから、熊野広報9月号で発達障害月間ということで、児童発達支援として、気づきと適切なサポートをするというようなことが福祉課のほうで出てたんですけども、例えばどういったサポートといったものを考えていらっしゃるのか、ありますか。9月号に出てたんですけどね。

議長(馬上) 清代民生部長。

す。

民生部長(清代) 発達障害、乳児健診、1歳半健診、3歳児健診等でちょっとそういう心配があるんじゃないかということでお母さん方にアプローチをかけて、健康課のほ

うでも遊びの教室というようなものをやっております。そういう遊びの中でよりお母さん方の理解を求めていこうというようなこともやっております。

それから、現在、庁舎内の関係部局の担当者が毎月集まって、発達障害についての情報交換等もやっておりますし、現在図書館において発達障害のコーナーも設けております。そういったまずは関連関係部署の連携を密にするというところと。

それから、発達障害が全て原因とは言いませんが、虐待等につながるケースもあります。そういう方に対して、今ペアレントトレーニング、お母さん方と一緒にグループワークの中でいろいろ考えていこうという、そういうようなサポートを庁内全体で考えていこうということで取り組んでおります。

議長(馬上) 山野議員。

10番(山野) 1歳児、あるいは3歳児、そういう検診の中で、やっぱりそういう幼

児があるかないかといったものを考えてらっしゃるというのは非常にいいと思います。

例えば、幼稚園、保育所なんかでも、そういったちょっと発達障害じゃないけれども、そういった懸念のある子供がいるんだけども、幼稚園、保育所では人手が足りないのでどうしても対応ができないと。そういったときにどうしたらいいんでしょうかというようなことを聞いたことがあります。そういったことの病気といいますか、前歴といったものがちょっとそういった育児個人記録みたいなものがあれば、幼稚園から小学校まで入ったときに、非常に対応ができるんじゃないかなと思っております。ぜひ、結局子供たちは遺伝的なもの以外でも、外的な要因でいるんな自閉症になったり、言語障害を起こしたり、ネグレクトのおかげで人とのコミュニケーションができないとかといろいろありますので、ぜひよろしくお願いいたします。

2点目についての薬剤師の件ですけれども、学校薬剤師は各学校に1人置かないといけないということになっております。給与ですけれども、先ほど基本給は1万8,800円、年間5回程度やっておるということで、たしかこれ1回5,000円で2万5,00円ということなんですけど、聞くところによると、1校に行ってらっしゃる人の給与は熊野町は2万6,300円、2校で行くから5万2,600円なんですけど、ほかの府中町とか、あるいは海田町に比べると非常に安いんですよね。府中町は1回2万円で6回で12万円。それから、海田町は1回9,000円で、10回で9万円。それらに

比べるとこれは 1 校ですからね。 2 校で 5 万 2,0 0 0 円に比べると、熊野町は非常に低くて、この給与は全国のワースト 5 に入ってるそうです。町長、どうお考えですか。

それは、交付税で1校に対するお金が15万8,000円入ってるはずなんです。それらがどこかに、こう言っちゃなんですけど、備品やら何かいろんなところに使われてるというのは、ちょっと違法行為だと思うんですけど、ちょっと厳しい言い方ですけれども。

今薬剤師が熊野町で薬局を開いているのは大岩薬局しかありません。それ以外は薬局は調剤薬局の薬剤師さんをお願いしてやってらっしゃるから人材がいなくて、それをわざわざ薬剤師協会にお願いして人材を探してもらって配置をしているというような状況と聞いております。だとすると余りにも安い給料だと頼めないんですと。もうこういう状況を何とかしてもらえないでしょうかというようなことを言われてるんですけれども、いかがでしょうか。

議長(馬上) 町長。

町長(三村) 御指名がございましたので、お答えいたします。

今のお話をお伺いすると、海田、府中、約10万円前後ということになります。我が町のこれを計算しますと4万3,000円ということでございます。倍半の、倍返しじゃないですけど、倍半の開きがございます。もう少し具体的に調整を図らせていただきたいと思います。私もこの具体的な数字を見たのは初めてでございまして、県内には市はちょっと大きいんで比較になりませんが、県内の9町の状況、こういったこともちょっと教育委員会に研究してもらって、このような状況が余りにも開きがあるのなら、検討していきたいと思います。

以上でございます。

議長(馬上) 山野議員。

10番(山野) ありがとうございます。広島市は15万5,000円ぐらいです。福山も15万3,000円。呉市においては少し安いんですけど11万2,000円。廿日市は15万4,000円、大竹市も15万7,000円。これらは1校に対してですから

ね。かけ持ってるところは、やっぱりかけ持ちしてらっしゃるところというのは多分な いと思います。なぜかけ持ちできるのかというのは、熊野町はやることがないからです。 学校へ行くと、来ないでくださいと、お金がありませんので来ないでくださいというよ うな言い方をされるそうです。熊野町は水質検査とか、あるいは空気検査とか、あるい は照度の検査というのは業者に委託してやってるから、その分だけ薬剤師の仕事はない と思ってらっしゃるのかどうかわかりませんけれども、やっぱりそれらの検査の結果の 指導をするのが薬剤師であって、薬物の検査、劇薬、あるいはそういったものの検査と いうか、管理も薬剤師の仕事です。

また、昨今、薬物乱用根絶のために、薬物乱用防止教室というものが必ず年1回、各 学校で開くのが義務とされておりますけれども、それに対してもそれの講習に薬剤師さ んが行くのに、無償でしないといけないと。薬剤師協会はそれをただで皆さん方にボラ ンティアでやって、そしてそういう知識を持ってもらって、そして学校へ行っていただ くというような感じで薬剤師協会は協力しているのに、やっぱり学校薬剤師の身分確立 というか、そういったものをちょっと考えていただけないかなということです。いかが でしょうか。

議長(馬上) 藤森教育部長。

教育部長(藤森) 薬剤師の方、学校のほうで薬物乱用の授業という形でやっていただ

いております。大変ありがたいというふうに感謝を申し上げます。

学校のほうで薬剤師の方にお願いしている業務、これは年5回なのですが、まず教室 の照度をはかっていただくということがあります。それから、水道水の残留塩素測定を 行っていただく。それから二酸化炭素をはかると、こういうのをやっていただいている と思います。

薬剤師の方、先ほどのように金額も少ないということもございますので、学校のほう で、これらの測定器は全て学校が用意いたしまして、当日、ほとんど時間がかからない ようにということで、学校のほうで設置して、目盛りを見ていただければという状況を やってもらっているようです、学校のほうでは。ですから、おおむね1回当たり30分 から1時間ぐらいで1回の対応を終えていただいております。

確かにうちのほうの金額というのはよそに比べて低いものですから、なるたけ御負担

をかけないというような対応をさせていただいております。そのほか、全体で給与等を見直す場合には、やはり他の例えば歯科衛生士さんなんかと現在同額になっておりますので、この辺の調整も必要となりますし、例えば学校の教員あたりに臨時講師を雇うと1時間すると2,400円というような状況でもございます。これらの中で総合的に考えていかなければならないということだろうと思います。

以上でございます。

議長(馬上) 山野議員。

10番(山野) できるだけ時間をかけて、かけないように時間給を払わなくてもいいようにというような考慮はわかるんですけど、薬剤師さんも中途半端な腰かけ程度のお金だとしっかりはできないというようなことです。例えば、今、薬物乱用防止教室でなくても、今脱法ドラッグの患者が昨年はその前の年に比べて12倍にふえてるそうです。麻薬に似た作用がある脱法ドラッグですけれども、非常に簡単な、店頭やあるいはインターネット、自動販売機などで簡単に買えるそうです。それらに対する覚醒剤や大麻のような違法意識がなくて、簡単に子供たちが飲用するというようなことが今起こっているのを、非常に警察等も考慮されております。これらはなかなか取り締りが難しくて、患者の申告とか、あるいは興奮、錯乱状態、幻覚、妄想などの症状でしか判断ができないということで、そういった危険物というものをしっかりと教室で把握できるように、やっぱり指導していかないといけない薬剤師さんですので、大事にしていただきたいと思います。

それから、今水質検査、空気の検査、照度はわかるんですけど、例えばプールサイドの、今うちの学校はプールをしてないですか。やってます。やってますですよね。それのプールサイドの草がはえてるとか、藻がはえてるとか、そういったものの指導もやっぱり薬剤師の仕事で、今プール監視員がカルキを何ぼに対して何ぼというのも勝手に、勝手にと言っちゃ悪いですけど、入れてるというような状況ですから、そういったところでもし間違いがあったら大変ですので、そういったものの指導にもやっぱりきちっとしていただければと思っております。いい答えが出ればと考えております。

3番目の照明、あるいは空調設備ですけれども、ふでりんホールは非常に音響効果がいいんです。以前には辻久子のバイオリンコンサートとか、あるいはソプラノ歌手の佐

藤しのぶさんのコンサート、寺内タケシのエレキギターのコンサート、あるいは本格的な風の子劇団による演劇、あるいはかかし座などの影絵の舞台といったもの、たくさんそれぞれ感動を与えるような舞台をつくってきました。それなのに熊野町では非常に照明が暗くなって、これから計画している演劇といったものにも、ちょっとどうしようかなというような、公演ができないような考えを持っております。舞台というのは夢を与え、華やかな場所でもありますし、心豊かになってもらう感動を与えたいと思うんで、ぜひとも、空調は何とか部品交換でできるそうですけれども、照明の分はこれはもうちょっと本格的にかえないと実施をできないかなと思うんで、ぜひ熊野町は音楽、吹奏楽、ブラスバンド、非常に多彩な活動があります。それらの方のぜひとも華やかな舞台にしてあげたいと思いますので、ぜひ一考していただければと思います。

以上です。ありがとうございました。

議長(馬上) 以上で、山野議員の質問を終わります。

暫時休憩いたします。

再開は13時30分からにします。

(休憩 11時58分)

(再開 13時30分)

議長(馬上) 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

続いて、1番、沖田議員の発言を許します。

沖田議員。

1番(沖田) 1番、沖田です。私からは防災について質問をさせていただきます。

まず、1点目に、災害時に自力で避難することが難しいお年寄りや障害者など、災害時要援護者の名簿作成を市町村に義務づける改正災害対策基本法がさきの通常国会で成立しました。改正法では、これまで曖昧だった個人情報の取り扱いが明確化され、名簿の整備と情報提供が進むことが期待されます。従来の制度でも災害発生時における高齢者などの避難支援の指針となる災害時要援護者の避難支援ガイドラインに基づき名簿作成を市町村に求めていましたが、義務づけられていないため作成している自治体は6割程度にとどまっていました。今回の改正により、要援護者の名簿作成が市町村に義務づ

けられました。名簿は本人の同意を得た上で消防や民生委員など、関係機関にあらかじめ情報提供をしますが、災害が発生した場合は同意がなくても必要な個人情報を提供できるとしています。ただし、個人情報を厳格に保護するため、情報を知り得た人に対しては秘密保持の義務もあわせて求めています。町としての取り組み状況をお伺いいたします。

2点目に、障害者のための避難行動計画についてはどのように取り組まれているので しょうか。

3点目に8月28日付中国新聞にも掲載されましたが、耐震化の急がれる町内小・中学校の体育館の天井等について、耐震点検はどの程度実施されているのか。対策が必要とされた学校の実態はどうなっているのか、お伺いいたします。

議長(馬上) 町長の答弁を許します。

町長。

町長(二村) 油田洋島の除災についての御庭眼のられ 1 占日の災害時再採業を2等

町長(三村) 沖田議員の防災についての御質問のうち、1点目の災害時要援護者名簿 作成についてと、2点目の障害者のための避難行動計画についての御質問は私から、3 点目の小・中学校の体育館の天井等の耐震点検については教育部長から答弁をさせます。

災害はいつどこで発生するかわかりません。それに備えることで、少しでも被害を少なくする、いわゆる減災に努めることが求められております。このたびの災害対策基本法の改正は、住民等の円滑かつ安全な避難の確保、被災者保護の改善、また平素からの防災への取り組みの強化などが盛り込まれており、議員御指摘のように、高齢者、障害者等の災害時の避難に特に配慮を要する者についての名簿の作成と関係者への情報提供等、町民に大きく関係する内容となっております。

災害が起きた時だけ対応しようとしても間に合いません。大事なことは、日ごろから 地域で高齢者や障害者を支える体制づくりが必要と認識し、本町では、昨年度から要援 護者の把握に努めているところであります。

詳細につきましては、福祉課長から答弁をさせます。

以上でございます。

議長(馬上) 加島福祉課長。

福祉課長(加島) 沖田議員の御質問、防災についての詳細についてお答えします。

まず、1点目の災害時要援護者名簿の義務づけなど、改正災害対策基本法成立に対する町の取り組み状況についてお答えします。

本町では平成23年3月に、災害時要援護者避難支援対策を推進する上で、対象とする者の範囲や収集する要援護者情報や個人情報の取り扱い方針などを定めた、熊野町災害時要援護者避難支援プラン、いわゆる全体計画を策定し、要援護者の把握を行ってきました。また、避難支援者2名をつけ、避難時の留意事項などを記した個別計画は、現在、高齢者50名について作成しております。

今回の災害対策基本法の改正は、東日本大震災の教訓を踏まえ、実効性のある避難支援が行えるよう、名簿の活用などについて明確にしたものです。災害が発生したとき、登録者名簿や個別計画を有効に活用し、要援護者支援を適切に行う必要があります。そのため、定期的に情報を更新し、関係部局や支援関係者と情報の共有を図るなど、連携強化に努めてまいります。

2点目の障害者のための避難行動計画についてですが、昨年度末に障害者手帳所持者など、400人を対象に避難支援についての調査を行いました。そのうち60人から避難支援が必要との回答がありました。特に、障害は障害の特性に応じて避難支援に対する対応が異なります。そのためできる限り個々に応じた避難行動がとれるよう、訪問により説明を行っていく予定にしております。

以上でございます。

議長(馬上) 藤森教育部長。

教育部長(藤森) 沖田議員の防災についての3点目、小・中学校の体育館の天井の耐震点検についての御質問にお答えします。

本町には、全小・中学校に体育館がございます。そのうち、つり天井の構造で天井材が設置されているものは、第二小学校、第四小学校、東中学校の体育館3棟でございます。第四小学校、東中学校は天井の一部ということですが、第二小学校では全面的につり天井になっています。この3棟は構造物の耐震補強工事を既に終えているところでございますが、天井材については落下のおそれがあることから、防止策として天井材の撤

去を検討しており、平成26年度までに対策を行うよう計画しているところでございます。

以上でございます。

議長(馬上) 沖田議員。

1番(沖田) まず、1点目の要援護者名簿の作成についてなんですけれども、総務省におかれましては、近年の大規模災害による死者、行方不明者のうち60歳以上の占める割合がおおむね6割以上と高くなっておるということでありまして、災害時の高齢者支援の充実強化が急務であることを指摘されています。例えば、東日本大震災では約7割でありました。2004年に発生した新潟福島豪雨と福井豪雨の死者、行方不明者のうち60歳以上の割合は8割を超えています。2007年の新潟県中越沖地震でも8割弱が高齢者だったと記録されております。

名簿がありましても、自治会長や民生委員など限定した人が管理している場合が多いため、仮に管理している人が被災すると、要援護者を救助したくても名簿で確認できないために的確に対応できるか懸念されていますが、その点についてはいかがですか。

議長(馬上) 加島福祉課長。

福祉課長(加島) 現在、熊野町では名簿の貸与は、一応協力機関といたしましては、自治会連合会、民生委員協議会、社会福祉協議会、この三つを想定して全体プランの中にはうたっております。貸与するときはもちろん個人情報の確約などを入れた協定書を提携するということにはなっておりますが、現在はどこの支援協力機関にも提供はしておりません。

基本的に、今名簿の活用を熊野町が行うのは、避難所で避難をされてきた方の名簿と、うちの要援護者の名簿を突合して、避難されてない方に対する見守りとか、避難のことを消防団とかそういうところに提供しながらやっていくということで、今のところ、いわゆる自治会などに提供するということはしておりません。また、近隣の市町等の状況もあわせて見ますと、提供された自治会等が名簿の保管等に苦慮されているということもありますので、まだまだ自治会等の協力関係がとれない状況での貸与というのは、今

| のところはまだ考えておりません。                        |
|---|
| 以上でございます。                               |
| ~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~ |
| 議長(馬上) 沖田議員。                            |
| ~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~ |
|   |
| 1番(沖田) それでは、障害者のための避難行動計画についてお伺いいたしますが、 |
| 町内の障害者活動センターにおいては、防災行政無線は全く聞こえず、携帯電話はつな |
| がらないとのことで、通常の電話回線のみで対応されており、町内で災害が発生した場 |
| 合の緊急連絡体制が確立されていませんが、町としてはどのようにお考えでしょうか。 |
| ~ |
| 議長(馬上) 加島福祉課長。                          |
| ~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~ |
| 福祉課長(加島) 町内活動センターといえば、いわゆるあゆみの事業所ということで |
| 受け取ってもいいかと思いますが、基本的には各障害者の事業所、これは介護の事業所 |
|   |
| もなんですが、障害者の事業所は独自でそういう防災的な計画ですね、そういうものを |
| 立てなければいけないというふうに伺っております。今のところ、基本的にはファクス |
| メールでのやりとりというふうな、町と施設とは何かあったときにはファクス、メール |
| でやりとりしましょうということにはしておりますが、今言ったように、ファクスとメ |
| ールが通じないということも想定されますので、これは今後検討していかなければいけ |
| ないことだと感じております。                          |
| 以上でございます。                               |
| ~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~ |
| 議長(馬上) 沖田議員。                            |
| 战区(加工) 作品成只。                            |
|   |
| 1番(沖田) ぜひとも早急に検討していただきたいと思います。          |
| 次に、視覚障害者のための避難行動計画についてはいかがでしょうか。        |
| ~ |
| 議長(馬上) 加島福祉課長。                          |
| ~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~ |

福祉課長(加島) 先ほども答弁で述べましたように、今60人が第三者の手助けが必

要というふうに回答を得ており、その中にはもちろん視覚障害者の方もおいでになります。今、個々にうちの福祉課の職員が2名体制で訪問に行っております。その中で、どういうところを気をつければいいかとか、もし何かあったときにはやはり御近所さん、公的な機関よりはまずは近所、地域での支え、協力が必要ということもうたっております。

つい最近もお伺いしたところが、視覚障害者の方がいらっしゃったようですが、まずは御近所の手助けということで、すぐに御近所さんにお願いをしにあがられたということも聞いております。まずは自助、共助ということの大切さを訪問の中で説明していきたいと考えております。

以上です。

議長(馬上) 沖田議員。

1番(沖田) 既に先進的に実施している自治体の事例を参考にしていただきたいと思うのですが、宇都宮市におかれましては、障害者の情報をバリアフリー推進ガイドラインということで策定されまして、災害発生時に必要な情報を正確・迅速に伝えるための情報伝達や避難誘導、避難所における配慮についても記載されております。また、視覚障害者向けの避難行動計画としては、浜松市におかれまして、今年度市内全7区の区版避難行動計画を点字化するほか、内容を読み上げてCDやカセットテープにおさめたものを視覚障害者向けに作成する。希望者や支援団体に配布し貸し出しをする計画など、積極的な防災啓発に取り組んでいらっしゃいます。ぜひともこういった市町の先進事例を参考にして、本町においても取り組んでいただきたいと思います。

また、福祉避難所に関しましては、広島県内23市町において、福祉避難所の指定及び協定締結が済んでいるのは熊野町と安芸高田市のみであります。これに関しては、早くから取り組んでいただき大変感謝申し上げるのですが、前回福祉避難所の避難訓練をしたときにお聞きしたんですが、御答弁にありましたが、一般避難所から福祉避難所への避難者の抽出作業が非常に困難であるという御答弁がありましたが、愛知県西尾市におかれましては、学校などの避難所を経て要援護者を福祉施設に受け入れる事例が一般的ではありますが、この西尾市では今回の協定に基づき、災害発生後すぐに要援護者を福祉施設に受け入れる体制づくりを進めていらっしゃいます。ぜひとも熊野町において

もそのような体制をとっていただきたいと思いますので、今後ともさらなる推進をよろ しくお願いいたします。

また、名簿の整備、共有は避難支援を円滑に進めるための第一歩にすぎず、避難支援の取り組み自体は自治体の入念な準備にかかっています。弱い立場の人たちをどう守るかというのが次なる大きな課題であり、それぞれの地域社会に投げかけられています。発生時の個別の支援、行動計画を事前に細かく決めて訓練するなど、いま一度日ごろから地域で高齢者や障害者を支える体制を整備することが重要になりますので、さらなる取り組みの推進をお願いいたします。

さて、昨年度におきましては、総合的な防災訓練が町におかれましては実施されましたが、今年度における町の防災訓練についての取り組みをお伺いいたします。

議長(馬上) 岩田総務部次長。

総務部次長(岩田) 今年度は総合防災訓練ではなく、避難訓練というのを実施いたします。日時に関しましては10月9日、木曜日になります。午前10時30分から約3時間程度、場所は東部地区にあります深原の地区公園及び東部地域健康センターでございます。

訓練の内容につきましては、土砂災害警報が発令をされて、町内の一部で渓流などにおいて斜面が一部崩壊をしておる前兆があるという前提で災害対策本部が避難勧告をし、その避難勧告を受けた、今回は東部地域になりますけども、そこの住民の方々、それから第二小学校の教員と、それと児童、この方たちが、要所に海田警察に安全上ついていただいておりますが、その指示も受けながら公園まで避難をいただくというのが訓練の内容でございます。

時間は3時間程度と言いましたが、訓練はそこで終了するのですが、避難後にヘリコプターなども頼んでおりまして、防災ヘリによる救助とか、物資搬送、それから防災グッズの展示等、これも見てもらうというのも計画したり、またその他炊き出しとか、降雨体験、あとは地震の起震車というのも来ていただくようにして、そういうのもせっかくの機会ですので体験ができるようにという内容で考えてございます。

以上でございます。

1番(沖田) 第二小学校の児童が参加されるということなんですが、具体的にどのような形で参加されるのか、御答弁いただきたいのですが。

議長(馬上) 富田谷学校教育課長。

学校教育課長(富田谷) 第二小学校は、今言われたように、町からの避難勧告を受けて全児童が約120名ほどおりますが、それが校舎からグラウンドに一時避難し、その後、縦割り班によって海田警察署の誘導を受けて深原地区の公園に避難を行います。そこでいるいるな体験をさせていただくというふうに聞いております。

議長(馬上) 沖田議員。

1番(沖田) いろいろな体験というのを具体的に教えていただきたいのですが。

議長(馬上) 富田谷学校教育課長。

学校教育課長(富田谷) 炊き出しのところでは、新聞紙とラップで食器を作成して、 配膳を受け、避難所のスペースで食事をいただいたり、降雨体験機や起震車、煙体験ハ

ウスなどの体験訓練をさせていただくと聞いております。

議長(馬上) 沖田議員。

1番(沖田) 前回は町全体で行われたということで、今回は東部地域に限定してされるということで、少しずつではありますが、小さい単位で開催されているということで、 非常に喜ばしいことだと思います。

また、防災訓練におきましては、このたびも日にちの設定が平日となっておりますが、 実際に平日に町内にいらっしゃる方というのは高齢者の方、もしくは児童・生徒という ことになるのですが、実際に災害が起きたときの一番手助けになる年齢の人たち、働き 手の人たちというのは平日にはいらっしゃいませんが、日曜日に開催されるというようなお考えはないでしょうか。

議長(馬上) 岩田総務部次長。

総務部次長(岩田) 御指摘のように、今回は学校の児童・生徒と、それから地域については自治会を通してお願いをしているのですが、やはり比較的高齢の方が多く、参加いただける場合は高齢の方が多いんじゃないかというふうに思っております。これ今議員も申されましたけども、訓練内容が避難ということですので、最も災害が起こりよい平時ということで、今回計画をしたということですが、おっしゃるように意識の高揚ということであれば、多くの方に参加とか、見ていただくというのも非常に重要であろうと思います。土日等、休日実施ということについては、今後の検討課題とさせていただきたいと思いますし、ぜひ実施する方向では考えたいと思っています。

議長(馬上) 沖田議員。

1番(沖田) 先ほどの町内一斉清掃の話ではありませんが、防災訓練というのは災害が起きなければ必要がないというふうに言われる方もいらっしゃいますが、それをすることによって町民同士のコミュニケーションが図れるという利点もあります。ぜひとも 土日にも開催を考えていただきたいと思います。

東日本大震災からもう2年半が経過し、人々の防災意識も薄れていっている気がしますが、ことしの夏は30年に一度の暑さだと言われ、今月に入ってからは埼玉県で竜巻による被害が発生しております。部活中の中学生を含む66人が負傷し、うち頭を骨折した男性ら2人が重傷を負っています。過去に例を見ない気象状況であり、防災については自治体側の入念な準備にかかっていますので、今後とも積極的な取り組みの推進をお願いいたします。

以上で、私の質問を終わります。

議長(馬上) 以上で、沖田議員の質問を終わります。

続いて、5番、荒瀧議員の発言を許します。

5番(荒瀧) 午後のお疲れの時間になりますが、5番、荒瀧でございます。

7番目の質問になりますんですが、通告どおり、まず1番目、地域懇談会、これは町のマスタープランの中にも書いてあります。それを実施されていらっしゃるようにお聞きいたします。その中で各地区の御要望は前回と比べてどんな状態になっているかと。特に、呉地のほうではどんな御意見が出たかなというのを確認をしておきたいと思います。

2番目、これは実は今回のマスタープランの一番の根っこになる部分だろうと思います。人が育てる、町が育てるとかいう文言がございますけども、まさにこれは協働、世界中じゃない、日本中、協働のまちづくりというのが2006年、合併の後話題になり、地方分権という時代の流れに即してニーズが多様化したとか、さまざま文言が書いてございますけども、結局、日本の経済は減速をして高齢化すると。そんな中でやっぱり幸福な町をどうやってつくっていくかという一つの視点ではないかなと。これは本来、熊野町が昔からやってることなんです。改めてするまでもないんですが、このたびそういう事業をつくられて、それに当たっての趣旨、今までの活動状態、それを審査をする、採択するかどうかと、こういうあたりにも協働事業の思想が生きてるかどうか。

特に、否決案件といいますか、採用されなかった事業はどんなものがあるかと。基本 的には全て承認されるべきものだと思うんですが、中にはあるようにお聞きいたします。 以上、御質問申し上げます。

議長(馬上) 町長の答弁を許します。

町長。

町長(三村) 荒瀧議員の二つの御質問のうち、1番目の地域懇談会についての御質問は私から、2番目の熊野町協働まちづくり事業についての御質問は副町長から答弁をさせます。

町長就任後3回目となる今回の地域懇談会は、行政情報や地域課題を、住民と行政が 共有するということを主眼に実施させていただいております。このため、町政の現状報 告に続いて、自治会に選定いただいた懇談テーマと地域課題の実例をもとに、住民と行 政がそれぞれの視点に基づき考えを述べ、情報を共有する中で解決策を模索するというスタイルで臨んでおります。現在のところ、6カ所で終了した段階ですが、道路や公園、交通安全、防犯・防災、健康・福祉など、地域の諸課題について実情を詳しくお聞きしているところでございます。協働の取り組みの推進に不可欠な相互理解と信頼関係を深める上で、貴重な対話の機会であると思っております。

お尋ねの呉地地区においても、防災、道路、公園等をテーマとして実施させていただいたところです。参加者個々の要望等については、この場での説明を控えさせていただきますが、地域の皆さんの行政に対する期待や要望を十分踏まえ、今後の諸施策を進めてまいります。

なお、全自治会で実施した後、時期を見て、議員の皆様に結果報告をさせていただき たいと考えております。

以上でございます。

す。

議長(馬上) 立花副町長。

副町長(立花) 荒瀧議員の熊野町協働まちづくり事業についての御質問にお答えしま

町内で公益的な活動を行う団体等が、地域の課題解決に向けて自主的に取り組むまちづくり活動に対し、活動経費の全部又は一部を助成するものでございます。助成額の上限は20万円で、交付の対象となる事業は、公共の利益の増進に寄与することを目的とする非営利の事業で、地域課題の解決、地域福祉の向上及び良好な地域コミュニティーの形成が期待できる事業となっております。審査につきましては、私と各部長で構成する選考委員会を設置し、協働性、自立継続性、具体性などの観点から審査を行っております。

否決事案は、今年度1件ございましたが、事由につきましては、選考委員会におきまして、町民全般の利益につながるものとして捉えにくいという判断から、不採択となったものでございます。

以上でございます。

議長(馬上) 荒瀧議員。

5番(荒瀧) もっと具体的に深くちょっと議論に入っていきたいと思います。ちょっと議論が広過ぎますので、まず地区ごとの要望の内容について、再度確認をしておきたいなと思うんですが。

たまたま私どもも声を、町のほうからではなくて、自治会のほうから声をかけていただきまして、御参加をさせていただきました。やっぱりすばらしい自治会長だなと。往々にしてやはり自治会というのは町の出先機関でありますので、どちらかというと、服従的なというか、しっかりした意見を述べられにくい環境にあるのかなと感じる点はあったんですが、その中で、呉地の自治会長さん、胸を張られて3点、4点、しっかり御説明をされました。

過去100年程度でしょうか、歴史も踏まえながら、どれだけの災害があったかと。 特に、呉地とか新宮、河川があるところの浚渫の事業についてもしっかりお願いをされ、 今回の梅雨であり、秋雨の中でも災害にならず、難を逃れたかなという点を感謝すると ころでございます。

次は、呉地の町道1号線の整備の件を言っておられました。これは平本町長の時代からの流れも踏まえての話であったようでございます。今主体的な考え方からしますと、黒瀬に抜ける県道矢野安浦線が中心に進んでいるわけでございますが、町の発展を考える、今残されている広さを持った土地となると、呉地奥というのは大事な土地でございます。

せんだって荻野工業のほうにも何人かは行かれたようにお聞きします。音戸工業さんというのがお隣にあったと思いますけども、実はこの方も本来熊野の方でございます。 いろいろ事情があって町外に出ざるを得なくなった。ちょうど呉市が造成で準備されていらっしゃった。多分、数千万円あわせて固定資産税を払ってらっしゃるんではないかなと。このあたりの方もより安全で通行のしやすい道路を望んでらっしゃるんではないかなと思うところでございまして、そこらとの連携の中でアイデアが出てきやしないかなと。

この中の御説明からしますと、どうも否定的な御意見が多かったように思います。勾配がきついとか、のり面カットがどうだとか。協働のまちづくりという視点からしますと、どうやったら可能であるかと。今まではできない、できないという理由づけばっかりを選ぶ時代でしたけども、今からはこうやったらできるよと。特に、住民のほうから

は、できないと言われるよりもこうやったらできるんだという、より具体的な話し合い を求めておられるように私は感じました。

最後は呉地公園のトイレの整備でございます。これは教育委員会との絡みの中でも必要であると。と申しますのは、地域の文化財であり、郷土の大事なものを子供らに見せて歩くのに、途中でトイレがなくて、呉地の公会堂まで連れてこにゃいけんのだと。公会堂は一つなんです、随分狭いトイレ。私らが入っても随分苦しむぐらいのトイレなんですが、そこに子供らが、多分1学級とかでしたら40人入ってこられるとなると、それも男女が同じ扉なんですね。そのあたりもぜひ解決していただきたいという御要望でございましたが。

まず、道路の整備。町道1号線の件、どうやったらできますかね。

議長(馬上) 森本建設部長。

建設部長(森本) 道路をつくるには大変な費用がかかります。用地買収、測量設計、本体工事。とても町独自でこれを行うということは非常に困難なものがございます。そうなってまいりますと、やはり国の補助をいただいて、工事を進めていくということがございます。ただし、議員の言われる考え方もわかるんですが、我々土木屋といたしましては、決められた規定の中で道路をつくっていると。道路構造令という規定がございます。その中に当てはまった道路をつくらないと補助は受けられません。

御存じのように、熊野町と呉市とまたがるという問題もございます。これはもちろん 熊野町だけではどうしようもございませんし、呉市さんと力をあわせて、本当に必要で あるということを訴えながら道路をつくっていかなきゃいけないということになろうか と思います。

ただ、その場所でお話をいたしたかと思うんですが、道路をつくるには、まずその道路が持つ費用対効果というものも必要になります。ただ、町が栄えるとか、便利になるということだけでは道路採択はいただけません。その時点で話したように、到達時間、何分その道路をつくることによって時間がカットできるかと、そういう問題も中に入ってまいります。今の時点で見て、これは私の考えになるんですが、そこに国費を投じて道路をつくるということは、今の時点で非常に難しいものと考えております。

以上でございます。

議長(馬上) 荒瀧議員。

5番(荒瀧) このあたりから協働のまちづくりというのは非常に議論を深めていかに やいけんような要素がたくさんあるんだろうと思うんですね。 呉地ダムという、今非常 にかんがい用水として大事なところでございます。おかげで耐震であり、耐久性も診断 いただいて、今の段階ではよかろうという判断ではございますけども、いずれは壊れて きます。その上に町有地という40町歩ですかね、随分広い土地がございます。 さっき のメガソーラーの話ではないんですけども、ただ余りいい話に飛びつき過ぎると、中国で安い発電施設ができよるようでございますので、財務省は売電価格を落とさなにゃいけんのじゃないかなという視点の情報も出ておりますので。今の方はいいかもわかりませんが、今から投資していく中でどこまでこの売電価格が保全されるのかというのは、 非常に不安定な要素がございます。ただ、町としては大事な土地です。何かを生かせないか。結局町の財源を独自に確保して、後ほど申しますが、雇用です。

昔は町内で筆で内職でそこそこ収入があったんです。それが筆は町長の御答弁では、 化粧筆のパートの方、多分15万円前後の手当だろうという御意見もありますが、余り 高収入ではないですね。内職は夜な夜な辛抱すればかなりの額、高校へ行かせたり、子 供を、ある意味で町内の飲食業であり、買い物のどこか豊かだった時代であります。そ れにかわるものとして、筆の歴史より古いのは農業なんです、熊野は。

そんな中で農業の付加価値、農業というのは1次産業はないです、6次産業化しようという時代ですね。利益ではないんです。そりゃ米をつくられたりしたらわかるはずです。計算したら利益は出ませんよ、今のやり方ですと。自分の働いた労働力さえお金にかわらない。たまたまその場面では30キロが1万円になる状態は見えるかもしれませんけども、全部経理計算してみたら赤字です。決して利益ではないです。でも熊野の中でそういう農業を続けながら、付加価値の何かが出てくれば日当分だけでも稼げないかな、そんな点も後ほど議論させていただきますが。

その今知恵を出すということなんです。道路をつくるために、ここにマスタープランがございますが、呉地地区は空白地帯です。筆の里工房あたりは随分いろんな構想があるわけですが、そういう6次産業化する農業とか、さまざまなもの。過去にはいろんな会社の用地の打ち合わせもあって、水がないというんで打ち切られた経緯もあるようで

ございますけども、最近の農業は90%ぐらい水がリサイクルできる、野菜工場もどんどん進歩してきてる。

野菜工場の中に太陽発電が入るんです。最先端はオランダのようでございます。今ある大学ではそれを研究して、今の発電とあわせて農業。そこで何をつくって、どう国内消費だけでなくて、海外も見通した、今からアベノミクスじゃないですけども、農業に対する御提言であり、視点が出てくるかと思います。

さっき担当部長としては当然の御回答であろうと。やはり技術的な面、投資対効果がどうなのか。横の連携の中で、要は観光であり、地域振興の視点も踏まえて、こんな道路がどうしても要るんだというのを熊野が熱心に県であり、国に訴えないと、相手は響いてくださいません。きっと郵便局のほうまでは県道が整備されます。それ以降はずっとおりてきて、呉地を抜ける県道というのは、熊野のまちづくりの魅力をつくらない限りはどんどんどんが収入は減ってくるわけです。

消費税は上がりますよ。でも法人税は減らすんです。帳じりどうなりますか。地域にどれだけの財源が回ってくるか、非常におぼつかない状態になっております。そういう意味で、もっともっとこのマスタープランの中身を吟味いただきたい。住民懇談会の中でもっと中身のある議論をしていただきたいなと思うところでございます。

3点目、トイレの件でございます。早速見に来ていただいて、自治会長なり、老人会 長の方も喜んでいらっしゃったようでございますが、その後御検討はどんな様子でござ いますか。

議長(馬上) 森本建設部長。

建設部長(森本) 現地に、町長が直接と私と行かせていただきました。先ほど荒瀧議員さんが言われたように、非常に小学校の子供に対して地域を見ていただくいい機会ということで、余りにも粗末なトイレであるということで、直しましょうというお話をいたしましたが、いろいろな問題を抱えております。と申しますのが、小屋が建っておったり、無断で建っております。あれを何とかしないと建築確認がおりてきません。それで次年度の予算においてまたどこまで組むかは別として、おいおいそういうものを全部きれいに取って、電気もむき出しになっております。そこを含めて全般的にきれいにするということでお話をしてまいりました。ですから、予算どりをして、今後、少しずつ

でも直していきたいというふうに考えております。
以上でございます。

議長(馬上) 荒瀧議員。

性があると。

5番(荒瀧) 早速に御対応いただいておるようでございまして、結局そういうふうに 具体的にこれを解決したら実現できるという地図をつくらないけませんね。さっきの 1 号線の話に戻って申しわけないです。あれはもう捨てた町道よという視点でいつまでも 顧みないと、いつまでたってもバイパスの道路はできてこないと思います。そりゃ新池 から呉地ダム、あのあたりの一体は相当な土地が寝ております。ある意味での、例えば 熊野で今熱心にされていらっしゃるブドウ畑ってありますね。ブドウ園、すばらしいブ ドウが今できております。甲州のほうへ行っても、山のあたりにはそういう植物も可能

私もいろんな仕事をしとる中で、ほんと年金が出るばっかりじゃなくて、身銭が入る 仕事が欲しいと。何かええ仕事はないかという本当に切実なる声をよく聞くんです。そ れは昔は筆の内職があったからこそだったんでしょうけど、最近は本当にないようです。

そんなわけで化粧筆は頑張っていただいてるようでございまして、このあたりで新しい要は知恵ですね。きのうもあるとこでいろんな方とお話してたんですが、化粧筆も文字を彫るということがふえてきてるようでございます。最初、化粧筆の軸は塗り筆のようですから、あまり文字を彫りたくないという傾向があったようでございますが、ある方がやってみようということで、というのはほかのは木軸であったりとか、竹の軸ですから文字が彫りやすいんですが、塗っておる軸に文字を彫るというのは非常に危険を伴うわけですね。でもやってみようと、チャレンジしてみようと。これがやはり前へ一歩進んだようでございます。ですから、そういうまちづくり、まちおこしの志の一つのあらわれだと思うんですが、そういう芽をできるだけ伸ばすように。

次のステージに入ります。公共性という議論に入ります。非営利。このあたり、具体的にもう了解はとってきておりますので、実は皆様も御存じかと思うんですが、ことしの3月の筆の日に、JAの中溝で野菜市をやりました。1,000人の方、天気もよくて来ていただきました。この趣旨は、筆の日に町内に少しでもたくさんの方に来てもらおうじゃないかと。せっかくあのいい場所に、あれだけの立派な建物と土地があるので、

活用しようじゃないかという有志、何人かから始まったことでございます。

その中で、やっぱり郷土にある郷土料理、これをつくって先輩の方は昔をなつかしんでもらい、若い世代は熊野にこんないい料理があるのかと、味わってもらおうというのを始めております。

その中には、実は漬物も始まっております。保健所の許可をとられて、これは伸ばし方によっては熊野の手土産になっていくだろうと思うんです。やっぱり熊野らしさの、筆のお土産もですが、そういう食品、農業を加工したもののお土産ができゃせんだろうかなという視点の中で、今回郷土料理を伝えようという会をつくって、申請をいたしました。できれば非常に野菜ができない時期ではあるんですが、筆祭りの日と筆の日でやろうかなということで、申請されたところでございます。

これを審査にかけたところ、選考委員会において届け出のあった事業については審査を行ったところ、申込書記載の活動内容は公益性の観点から審査の基準をクリアできず不採択となりましたと、こういう返答が来たんです。どうしてかなというようなことで、公益性の議論からしていかなくちゃいけないのかなと思っておりまして、このあたり、審査のもっと具体的な理由をお聞かせいただけんでしょうか。

議長(馬上) 内田総務部長。

総務部長(内田) 審査のところにつきましてお答えさせていただきます。

選考委員会の全体の共通認識としてお答えをさせていただくということでございます。 選考会におきましては、協働のまちづくり達成のため、ボランティアで実践されている 住民団体等が、地域の課題解決に向け自主的に取り組む、公益的で非営利な活動を推進 する事業に対して助成を行うということで検討させていただきながら、その可否につい て判断させていただいております。

以上でございます。

議長(馬上) 荒瀧議員。

5番(荒瀧) この議論も先ほど同じなんです。どうやったらこれが採択されるのかと

もっと以前の話が二つございます。審査体制、これは協働のまちづくりという以上は、 始めたばっかりですから全部完璧にできてるとは私も申しませんけども、やっぱり住民 の視点の審査員も要るんじゃないんですか。

もう一つ、不採用であった場合は不服申し立て、今からの時代、意識がどんどん高くなっています。不平不満がどんどん出てきます。だからこそ協働のまちづくりをしなくちゃいけなくなってるわけですね。

その2点、どうでしょうかね。

議長(馬上) 内田総務部長。

総務部長(内田) 採択における異議の申し立てというところでございますが、この案件につきましては、町のほうの行政処分的なものではないという形で考えております。 そうした観点の中で、決定に対する不服という形の中では、申し立てというのはちょっと考えてはおりませんでした。

ただ、実際に申請をされた団体の長に対して、今回の状況についてはここのところがこういう形なんだよということで、その申請者の代表の方には御説明をさせていただきまして、その中で、町の考え方とすればこういうところが改善できれば、またはこういう形になればということで、私どももお伝えさせていただいたという形で認識をしております。

以上でございます。

議長(馬上) 荒瀧議員。

5番(荒瀧) 審査体制を改善される予定はないですか。

議長(馬上) 立花副町長。

副町長(立花) 審査体制は、現在のところ副町長と担当部長ということになっております。議員御指摘のように、一般住民の人、団体の人を入れるべきだろうとも思います。 次年度はそのようなことをしたいと思います。これは次年度は副町長、担当部長という のでなしに、そのような体制で審査体制をつくりたいというふうに思います。 以上です。

議長(馬上) 荒瀧議員。

5番(荒瀧) ありがとうございます。

何年か、多分20何年ですかね、もう二、三年活動が、ことしからですかね。21年。じゃあ4年ぐらい活動があるわけで、その実績のある団体の代表であり、それにかかわった方は当然おられるわけですから、そういう方からの本当に生の御意見を挙げていただいて、自治会というそれぞれ組織の協働体制ってありますね。さっきも出ました夏祭り、呉地の夏祭り、川掃除。これも一つの協働でしょう。祭りは、私は大事なのは準備と片づけだと思うんです。祭りで呼ばれて遊ぶんじゃないんです。本当は準備をしてくださる方、片づける方、ここもかかわることによって世の中の仕組みというのがわかります。こういう方の支えがあってやっとこういうものができるんだなと。表面づらだけ祭りを見て歩くというんじゃいけない。準備をして、人が見えないところでこういう人がおるからこそこれができたんだなというのをぜひ言いましょう、大人が。

ぜひそれを採用いただきながら、今のようにどうやったらこれは採用になるかというのは、会長のほうに言われたということでございますので、それはまた確認をしておきたいと思うんですけども。

されます、このグループは。町を当てにせずに、多分時期的にはまたずらされる可能性はありますけども、でもやっぱり町とそういう意思のある方らがタイアップする、力を合わせる、しわを合わせるいう、これを幸せと言うらしいんですけど、裏あわせにはると不平不満がどんどんたまって、あるときで爆発するようになるわけですね。だから血の通った運営をしていただきたい。

特に地方分権となると、どんどん中央がもう私らの手に負えんけん、介護関係も地域におりてくるようでございますが、もう地域でやっていきなさいと、独自にやりなさいいうておりてきて、ある意味では皆さんがそれぞれ権限を持って執行をするという立場に変わるわけですね。そういう執行する場合の深い読みといいますか、本来のねらいは、町民がわしができること、さっきの川掃除で例を挙げますと、みんな川の中に入ることはないんですよ。私らの近所やったら、あんたけがしとるし、あんた年寄りじゃけ入り

なさんなと、若いものが入りましょうと、自分ができることをやりましょうと、これが 町長が先ほど言われたように支え合う、この姿が現実に残ってますよ。

若い子供さん、乳飲み子が泣きよりゃ、あんたきょうはちょっと見とくだけにしてなるうときんさいと。そんな相互扶助の場ができるような展開にぜひお願いをしたいんですが、部長さん、どうでしょうか。

議長(馬上) 内田総務部長。

総務部長(内田) 先ほどから議員御指摘のとおり、協働のまちづくり事業というのは 町にとって重要な施策であると考えております。そうした観点の中からも、よく協議を

し、よく話し合い、町に対して協力でき、また町民に対して提供できる資源等をお互い

に考えながらやらせていただきたいと考えております。

以上でございます。

議長(馬上) 荒瀧議員。

5番(荒瀧) ひとつよろしくお願いいたします。

参考までに、西条も実はこういう協働のまちづくり事業というのをされてらっしゃるんです。これは合併をされました、大和町のほうと。ということはやはり自治がどんどん新しい自治をつくっていかにゃいけんという発想ですね。

もう一つは、白川村、例の雪がよく降って、合掌づくりですね。あそこは屋根がえを協働でやるようなんです。これが一つの協働のまちづくりであり、助け合う。女性が煮炊きをされる。男性は、高齢者は下のほうで落ちてくるかやをさばかれる、若い者は上へ上がられる。ほんとその中、中で役割分担が生まれてくる。これは強制でなくて生まれてくる世界があると思うんです。ぜひ熊野町もそういう機会をふやして。失敗を恐れちゃいけないと思います。失敗は成功のもとでございますので、ぜひよろしくお願いいたします。

以上でございます。

議長(馬上) 以上で荒瀧議員の質問を終わります。

続いて、2番、片川議員の発言を許します。

片川議員。

2番(片川) 雄弁な先輩方の後でやるのは非常にやりにくうございますが、あいにく その雄弁さは持ち合わせておりませんが、少々お時間をおつき合いいただきますよう。

2番、片川でございます。本日は通告書に基づいて 2点質問させていただきます。

まず1点目、6月定例会においてお伺いいたしました教育部門における各アドバイザー、支援員の活動状況並びに成果を。この各アドバイザー、支援員の配置、大変ありがたく、実のある有意義なことであると受けとめ、応援申し上げてるところでございますが、一つ方向性を誤ると大変な状況を招きかねない、繊細な一面を含んでおるかに思われます。がゆえに、地域、そして保護者の理解、協力を得るためにも、活動状況並びに成果を詳しくお伺いいたしたくお願い申し上げます。

続きまして、2点目、町の活性化対策についてでございますが、西部地域におきましては、これもまた大変ありがたい計画で感謝いたすところでございます。西公民館の建てかえ計画、この事業、都市再生整備計画事業、旧まちづくり交付金を受けてとのこととお伺いしているところでございます。

西公民館の移転を伴う建てかえ事業、一抹の不安を抱えておるように思われます。旧 役場移転に伴う中央地域商店街の衰退の加速化に引き続き、同様に西部地域商店街の衰 退の危機感、これについて町長様、考慮に考慮を重ねた上での事業計画の進捗でござい ましょうか。考慮不足の事業計画であれば、いま一度御検討を願いたいものであります。

当町事業所の皆さんにおかれましては、景気は上向きとの話、メディアで伝わっておる昨今でございますが、それはごく一部の企業でございまして、当町事業所においては不景気きわまりない、消費の伸び悩みにて売り上げ不振に、個々血のにじむ努力を日々重ねておられる事業所も多いところでございます。

商店街の衰退は、熊野町の活気の衰退、同時に町民の愛郷心の衰退にもつながりかねない、ただでさえ郷土愛が薄れ、なおかつ高齢化が進む昨今、若い世代の定住率を上げ、そして町外から見て魅力ある熊野町にしていくため、また町民の住みやすいまちづくりのためにも、是が非でも御検討いただきたい。

筆業界、これ熊野の文化です。化粧筆の効果でますますの発展をしておるところで大変喜ばしいことではございますが、熊野町の商業、工業、それぞれの事業所、これらも

町とともに、そして町民とともに支え合い生きてきた、これもまた熊野の文化と捉えても過言ではないと思われます。これらのことを軽んじることなく、筆事業同様、町長様におかれましては御検討いただきたくお願い申し上げ、お考えをお聞かせいただきたいと思います。

議長(馬上) 町長の答弁を許します。

町長。

町長(二廿)、井川鎌島の一つの御所明のミナ、1乗日の夕士採島の活動北辺中能につ

町長(三村) 片川議員の二つの御質問のうち、1番目の各支援員の活動状況実態についての御質問は学校教育課長から、2番目の質問は私から答弁をさせていただきます。

まず、最近の町内の商店の状況でございますが、スーパーや薬局など大型店の進出はあるものの、地域の商店につきましては減少しているというのが現状でございます。こうした問題は、全国各地において同様の状況を抱えているところでございます。現時点の町内の空き店舗の状況等は正確には把握しておりませんが、商店街の再生や地域の商店の維持という問題は、高齢化対策の問題ともつながっており、住民の皆さんの利便性の向上や地域の活性化を考える上で、町行政にとって重要な課題の一つであります。決して軽い問題ではないと認識を持っております。

こうした中、西部地域におきまして、西公民館の建てかえを機に、熊野団地地区の活性化に向けた整備について、先ほどの全協でも説明いたしましたが、計画しております。この整備に当たっては、例えば西公民館の跡地をフリーマーケット、あるいは夏祭りの際の会場として利用できる交流広場に、また、神田浄水場跡地を広く住民の方に利用いただけるようにふれあい広場に整備するなど、地域の集客能力を高め、熊野団地地区を中心とする坊主山商店街の側面的な支援を図ってまいりたいと考えております。

また、中溝地区も含め、町内の商店に対する支援策につきましても、商工会と連携を模索し、同様の問題を抱えております他の自治体の成功例、こういったものを参考にしながら、地域の活性化に努めてまいりたいと思います。

なお、商店街ではございませんが、町内に空き家の数もふえております。こういった空き家と空き店舗、同質のものではございませんが、これらもセットで今後検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

議長(馬上) 富田谷学校教育課長。

学校教育課長(富田谷) 片川議員の各支援員の活動状況実態についての御質問にお答えします。

6月定例会では、各中学校区に1名ずつ、計2名配置の家庭教育支援アドバイザーと、各学校に1名ずつ、計6名配置の学校支援員の活動状況を御説明いたしました。各支援員はその後も継続して、支援対象児童・生徒の相談活動や家庭訪問、学力向上に向けた取り組みの補助事務等を行っているところです。

配慮児童支援員の状況につきましては、さきの山野議員の御質問にお答えしたところですが、問題行動のある児童に対応し、個別支援を行っております。それ以外の支援員といたしまして、各中学校に1名ずつ生徒指導相談員を配置しております。業務内容は、不登校傾向の生徒のための相談室で、教育相談と学習支援に当たるものです。

児童・生徒の抱える問題は多様化、深刻化しており、例えば身体的なことや性格、友人関係、学業成績や部活動、将来の進路、家庭生活に関すること、ネットトラブルなど、実にさまざまであり、学校は、学級担任だけでなく、教職員全員で教育活動のさまざまな場面で教育体制を整えて対応することが必要となっております。

両中学校とも、昨年度より不登校生徒数は減少しておりますが、教室に入ることが難しい生徒は増加傾向で、相談室には現在通常5名程度の生徒が登校していると報告を受けております。終日登校する生徒、授業のみ教室に入る生徒、担任の働きかけによって週1日程度登校する生徒、他の生徒との接触を嫌い自分のスペースをつくる生徒等さまざまで、生徒指導相談員は担任やその他の関係教員や家庭教育支援アドバイザーなどと連携しながら、生徒の状況にあわせ、生徒との信頼関係をつくりながら、悩みに対する教育相談を行うとともに、生徒が取り組んでいる学習プリントや提出物等への学習支援を行っております。結果として、教室に入ることができるようになりつつある生徒が数名おります。

教育委員会としましては、今後も生徒指導の充実に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

2番(片川) 教室に入れない生徒がいう、今回答がございました。私ども割と若い世代の親にとっては、ある程度こうではないんかなということはつかめてる部分があるかとは思われます。ただ、私も優秀な生徒でなかったのは確実なんですが、今のような教育現場の現況において、学校に行けない生徒、それから、行っても保健室対応、個別指導を受ける生徒、それから、教室に入れない、これの要因は何でしょうか。地域、また父兄の保護者の協力を得るために、具体的にわかりやすく説明していただければありがたいなと思います。

私も非常に優秀な生徒ではなかったものですから、かといって小・中・高と行くのが 当たり前のように育って、行くのがしごく当たり前に行ってまいりました。これはなぜ なのかなということをちょっとお伺いしたいと思います。

議長(馬上) 藤森教育部長。

教育部長(藤森) 学校に行けない子、またそして学校の中で保健室ではいれるけれど も、教室に入れない子、それから場合によっては非行というのに走る子もいると思いま す。そういう子たちが実際なぜそうなるのか、非常に難しい問題だろうと思います。

個別には、例えば家庭の中で親が、例えば学校給食の給食費を滞納する姿を見て育った子は、必ずしも人に約束どおりお金を払う必要がないと考えるようになった可能性もあるかもしれません。それから、十分いつも親御さんが子供と会話をしてあげるという時間がなかったり、そうするとその子自身はコミュニケーション能力が十分できなかったりすることがあると思います。この子がどうかということはいろんなケースの中で見ることがあるかもわかりません。とはいえ、それがこういう理由でとはっきり言える可能性は非常に難しいんじゃなかろうかと思います。ましてや社会一般の中でこうですよというのは、さらに言いにくいことではなかろうかと思います。

個別の中で、ただ我々自身がその子たちに対応してるわけではありません。先生方がその子の中でこういうことかな、また我々も家庭の中でいろんな課題があるというケースがあるんではないかということで、家庭教育支援アドバイザーなどの設置もしております。そういうような形で今、実際問題としてそういうものを探りながら進めていると

いう状況にあると思います。

以上でございます。

議長(馬上) 片川議員。

2番(片川) 口を開けば大変難しい問題があるという言葉でごまかされてるような気がするんですが、こういった対応で地域の理解、協力と、保護者の理解を得るいうのは非常に難しいと思うんですね。大変難しい問題を含んでおるということ一言で済めたんでは、前へ進むことができませんので、わかりやすい具体例を挙げてみてください。どこの役所へ行っても大概難しい問題を含んでおりますとごまかされてるんですが、理解を得て、大変私はこの支援員に関しては、非常に学校現場に携わってきた経験上、非常にありがたいことであり、もっともっとやっていただきたい思いをたくさん持っておるんです。ただ、公の場で、難しい問題を含んでおるじゃあ、誰の理解も得られんと思うんですよね。ぜひその辺、ちょっと若干の説明を詳しくしていただければ、ありがたいと思います。

議長(馬上) 藤森教育部長。

教育部長(藤森) 先ほどありましたように、家庭の中の環境というものがあります。 ただ、その中で例えばこの子の生活環境の中でからこういう問題がありますよ、小さい ときから例えば早くから携帯を持たせてて勝手ほうだいだったとかというようなケース もあるかもわかりません。ただ、それをここの中でこういうケースがありましたよというお話をここでした場合に、家庭に行って親御さんにそういう話が信頼を得ることができるかという問題もあろうかと思います。ここでは今の段階での抽象的な話になるかも わかりませんが、御理解を願いたいと思います。

以上です。

議長(馬上) 林教育長。

教育長(林) 今片川議員から言われたこと、子供たちがなぜ学校に行けない、行かな

いと。ここらについて、原因について理論的に、具体的に示してほしいということがあったんですが、本当のとこを言いまして、日本国中、どこの学校、どこの大学の先生であろうとも、これがきっちり分析できないのが今の日本の教育の苦しさだと思っております。

と申しますのが、親がずっと、私たちも含めて親がどうであったかと。実は育ちが全く違ってきて、確かに言われるように、いわゆる学校へ行くのが当たり前という時代から、行かなくてもいいわいという認識まである現実の中で、非常に価値観が違っているのが事実ございます。

それで理論的には私もほんといろいろと思いはございますが、現場におった人間として言えることは、ただ子供たちを見て一言でもし言うならば、我慢ができない。すなわち耐力がない。耐力とは耐える力がないというのが非常に感じるところでございます。 親が我慢をさせない現実。先ほども話題になっておりましたが、携帯を私に言わせばなぜ親が子供に渡すんですかと。例えば、これはいろいろと議論があるのかと思いますが、自分でセルフコントロールできるようになったときに初めてあれが使えるんではなかろうかと。しかし、とは言いましても、渡さざるを得ない現実のときには、今度は自分で心の番人をどうやって育てていくか。例えば同じように酒という問題がございます。交通の問題があります、車。子供たちは乗りたいんです。酒を飲みたいんです。しかし、自分の心でコントロールできるようになったときに酒は飲める。車は乗れるというような状況の中で、本当にいろいろとあろうかと思うんですが、これが今非常に多様化している現実の中で、一つずつ我々は現実の子供を見ながら取り組んでいるのが現状でございます。御理解ください。

以上です。

議長(馬上) 片川議員。

2番(片川) 大変わかりやすい説明だったと思います。

藤森部長、悪さを言うとるわけではございません。今のような説明をしていただければ、学校現場の大変さ、今の子供らの置かれてる状況というものが伝わりやすいんじゃないかと思います。実際、実例を挙げていただいて、お話しいただければ非常にわかりやすいんでしょうけど、これは確かにいろいろな問題がございましょう。それは難しい

と思います。ただ、今教育長がおっしゃってくださいましたように説明されますと、ほかの町民の方もわかりやすいんじゃないかなと思います。

それと、もう一つ、個別指導、個室指導ですね。これに至るところの観点、基準をお 教えいただきたいんです。

議長(馬上) 富田谷学校教育課長。

学校教育課長(富田谷) これもさまざまなケースがあるとは思うんですが、一つは長らくお休みに入っている子、そういう子は担任としては一生懸命働きかける。でもなかなか教室にはすぐに入れない。先ほど議員さんが言われましたように、保健室ということもございますが、現在、やはり病人、けが人の対応で、それが業務ですので、やはりそこではなく、個別の相談室に入っていく、こういうようなケース。またはクラスの中で少しトラブルを抱えて、ちょっと人と会うのが嫌だなというような際、個別の部屋に行く。それからあとは気持ちがすごく荒れ果てて、周りの先生や子供に暴言を吐くなどの場合には、少し頭を冷やす時間をとるというようなことがあると思います。

議長(馬上) 片川議員。

2番(片川) 大変ありがとうございます。

そして、個別指導に至ったときに、どういう体制で、教員をどのぐらいつけられて、

1時間の授業時間の間に、50分ですか、その間に教員がどのぐらいつかれるんですか。

それと、教員も担当部署がございましょうから、とてもつけない状態でしょうか。それに際してのアドバイザー支援員なんでしょうかね。どういう状況でしょうかね、個別指導。

議長(馬上) 富田谷学校教育課長。

学校教育課長(富田谷) 基本的には今の相談室にいるのは生徒指導相談員がなるべくいるということ、勤務時間はいるというふうになっております。ただ、もちろん本人も1人ではずっといるのは難しいので、いろんな家庭教育支援アドバイザーが困っている

子の相談に来たり、担任がプリントを持って来たり、または悩みを聞きに来たりというようなことがありますので、常時1人ということではないのですが、基本的には相談室には生徒指導相談員がいるという状況でございます。

議長(馬上) 片川議員。

2番(片川) 相談員がつくようにしておる、勤務時間中はということだったんですね。 ただ、今答弁いただいたように、随時ついてるわけにいかんというお答えだったと思う んですけど、ついてない時間。もちろん心の内面的な面で学校へ行きづらい部分があっ た、それから再登校しようという中で、教室に一遍に入りにくいよと。この辺も我々の 時代から比べたら随分過保護な感じだなというのも、受けとめ方もできないことはない んですが、今の時代の流れでしょう、そういう教育現場に置かれてはやむを得ないかと は思いますが。

子供がこういう子のみならず、俗に言う、どういう捉え方をされてかわからんですが、 発達障害ですか、よくこの言葉で全部まとめられるんですが、問題のある子ですね。こ の子たち1人で個別指導の教室におったら、これほど楽しいことはないですね。学校へ は一応来させてもらった。個別指導室において、先生は忙しいからよそへ行った、1人 で教室の中で寝とけばいいと。これでちゃんとした指導ができるんですかね。

議長(馬上) 富田谷学校教育課長。

学校教育課長(富田谷) 今ちょっと私も説明が悪かったんですけれども、基本的には誰かおります、部屋には。この前も私ちょっと相談員さんとちょっとしたお電話をしたかったんですが、ほんの5分間ちょっとお話させてくださいという5分間が、なかなかとっていただくことは難しいです。なぜかというと、基本的には子供がいるから。子供が今みんないなくなった、例えば午後からなどは、午前中だけ来る子が多いので、午後から帰る子が多いと。または教室には授業中だけは行く子が多いという中で、ちょっと今あいたので急いで電話しましたと、そういうふうな状況ではあると思っています。

議長(馬上) 片川議員。

2番(片川) わかりました。

ただ、私が申し上げたいのは、今過去に私が学校現場で見てきた現況の個別指導、これちょっと若干問題があるんじゃないんかなというような気持ちがしておりました。その中でお伺いしたんですが、今随時なるべくつくようにしておるよと。これ問題行動を起こす子供がたくさんおったら困るんですが、その指導中に、ほかの教室で、学校内で問題が起きたときは、これは留守になるということですね。これすなわち足りませんね。町長、どう思われてですか。

議長(馬上) 町長。

町長(三村) 人員配置ということで、教育委員会は教育長の所管でございますが、そういった面ははっきり申し上げて3年前から、できるだけ人数をふやせば確かに効果があるんですが、どの公共団体もやはり予算を見ながら人を配置している状況だと思います。法定分だけじゃなくて、単町分、私も頑張ってつけております。そういった意味でも、今、割と学校も落ちついてる。それから、基礎学力も上がってるということは教育長からも報告を受けておりますので、できるだけ議員の指摘の人員配置、こういったことも問題行動を起こす子、あるいはいろんな問題を抱えてる子、この子たちを1人でも救いたいという思いは私も同じでございます。そういった観点から、予算に反映させていきたいと思います。

以上でございます。

議長(馬上) 片川議員。

2番(片川) 大変ありがとうございます。予算のこともございましょうし、いろいろ大変でございましょうが、熊野町の将来にとって、子供たちが一番大事な存在のように思われます。熊野の財産だという共通認識は、町長とともに持たせていただいておるつもりでございますので、何とぞ引き続き予算をつけていただいて、できることであれば1人でも支援員をふやしていただけるよう、御検討願いたいと思います。

それから、西公に伴い、商店街のことに関しての考慮のお願いなんですが、大型店舗

の進出、これも大いに結構なことで、町民のサービスでもありましょうが、現時点、空き店舗の状況等を正確に把握してないという回答だったと思うんですが、なぜでしょうかね。西部地域のみならず、中部地域、これらのいろいろな角度からの状況把握、これらは商工会だけの仕事でしょうかね。特に、西部に関して、西公建てかえに際して検討すべき重要な課題だったんではないでしょうか。

議長(馬上) 時光商工観光課長。

商工観光課長(時光) 空き店舗に関する実態把握の件につきましてでございますが、こちらにつきまして、商工会と少し協議いたしました。実際に熊野町の場合、自宅が店舗になっている場合があったりとか、離れたところに単独で店舗があったりする場合、こういったことでどの部分を空き店舗と言うかということの基準というものが正確に持てないということで、商工会のほうでも今のところは調査をしてないというようなところでございます。また、今後はこういったことをどういうものを対象にするかというのを踏まえまして、それに応じて調査を行っていきたいというふうに考えております。

以上です。

議長(馬上) 片川議員。

2番(片川) 引き続き、町民サービスのために商工会と連携をしっかりとっていただいてやっていただきたいと思います。

それと、答弁の中に西公を移転した際にフリーマーケット、夏祭り会場というような 提案をされとったんですが、これは一案ではございましょうけど、ことしに至っては先 ほど町長の答弁の中にもあったんですが、来年度はするであろうと、来年度のことは今、 ことしできない状態で、来年度のことはとても予想できないと思われるんですが、サマ ーナイトがことしできなかった状態。これはフリーマーケット、夏祭りの会場にあてが おうじゃないかと、これも一つの案として持ってこうじゃないかと、町は真剣に考えて いるよというある中ですが、誰がするんでしょうかね。坊主山のサマーナイト自体は、 坊主山商店街が今まで一生懸命努力しながら、また町商工会の補助金をいただきながら 一生懸命やってきた中で、だんだん縮小し、とうとうことしに至ってはサマーナイトが できない状態。これ町が率先して来年度から行ってくださるんですかね。

議長(馬上) 町長。

町長(三村) これは一例として挙げておりまして、サマーナイトを町が独自にやるということは考えておりません。一つのプランでありまして、例えばフリーマーケットなんかも定期的な活動の場が開ければ商店街にも足を向けてくれるんではないかという意

味で、こういった例示を挙げております。

藤本議員の質問でもありましたように、夏祭りなんかも、これは自治体が直接にやるということではなく、いろんな文化祭にしろ、筆祭りにしろ、実行委員会組織を立ち上げております。したがいまして、坊主山もやはりその地域の方々が主体となって、核になっていただく実行委員会というもの、これをあくまで前提にしております。側面的な支援は当然行いますが、そういった意味でこの例示は挙げております。

議長(馬上) 片川議員。

2番(片川) まさにおっしゃるとおりのことだと思います。町が率先してされるわけでない、とてもできはしないだろうという感覚を私も聞いて捉えておるんですが、いずれにしましても、西部地域に関しまして、このサマーナイトというものは坊主山が主体となって、実行委員会をつくって今までやってこられたんでしょう。ただ、やっていけない状態が今現況としてある中で、ことしサマーナイトが開かれなかったんじゃないかというようなところでございます。

その一案につきましても、一例として今のフリーマーケット、夏祭り会場、これ一例ですね。年がら年じゅうフリーマーケット、夏祭りをやっとくわけにいかんので、もうちょっと真剣に考えていただいて、考慮に考慮を重ねていただきたいと思います。

ただでさえ押込方面から呉へ抜けれるようになり、呉へ向かう町民は非常に利便さは得てるんですが、それに際して、今度は今のディオのところから川角に抜ける道路と、これ商店街を通らない状態の道路のアクセスになってるわけですね。通常、呉へ行き帰りする際に、中部、東部地域の方が過去においてはあそこを、団地のほうを通られて、商店街の前を通られて行き帰りされた中で、若干の影響があるんじゃないかというよう

な気がしております。その中で、また西公が下のほうへ、神田のほうへおりるということになったときに、またまた衰退していくんじゃないかなというような心配があります。 商工会、しっかり町長が連携をとってくださってるんですかね。しっかり商工会に働

議長(馬上) 町長。

きかけくださってますか。

町長(三村) 私としてはとっておるつもりでございますが、商工会に対しましても、町長になりまして1,000万円の補助金を2回出しております。これはプレミアム商品券ですか、こういったものをぜひとも起爆剤にしてほしいという意味で、町長になりまして2回、1,000万、1,000万、2,000万、去年もやりましたが、これを毎年続けるわけにいきません。だから、こういった機会を捉えて、組織的に動いてもらいたいなということはいつも投げかけております。だから、私としては商工会に対する理解、あるいは援助、こういったものはやっておるつもりでございます。

足らないところもあるかもわかりませんが、もう少し私もともと商工会の理事、筆組合の理事でございます。人ごとではございませんので、そういった意味においてもバックアップをしていきたいという思いは変わりません。

以上でございます。

議長(馬上) 片川議員。

2番(片川) 新しいものをどんどんつくり上げていただいて、箱物が古くなれば建てかえということもありましょうし、それに際して時代のニーズに合うたように、町民のニーズに合うたように、場所もかえにゃいけんこともあろうかと思います。事情は重々承知した上で申し上げてるわけですが、先ほど来の町長の答弁の中に、これを機会にという言葉が出ましたので、しっかりとリーダーシップをとっていただいて、商工会としっかり連携をとっていただいて、新しければいいというものでなくして、新しいものばっかりつくるんでなくして、古くから熊野団地ができたときからの商店街が衰退していくというのも、これ一つの問題じゃと思いますので、それをしっかり考えていただきまして、お進めいただきますようよろしくお願いします。

議長(馬上) 以上で、片川議員の質問を終わります。

これをもって一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

再開は3時15分から始めます。

(休憩 15時03分)

(再開 15時15分)

議長(馬上) 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

日程第5、報告第4号、平成24年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率 の報告について、報告を求めます。

提出者から報告の説明を求めます。

町長。

町長(三村) 報告第4号、平成24年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告書につきまして、御説明を申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、平成24年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について、監査委員の審査に付し、その意見をつけて議会に報告するものであります。

まず、健全化判断比率の4指標のうち実質赤字比率と連結実質赤字比率につきましては、当町の全ての会計が黒字となり、赤字額が存在しませんので、比率は算定されません。実質公債費比率は11.0%、また将来負担比率は40.5%でございます。

次に、公営企業の資金不足比率につきましては、当町の水道事業・下水道事業ともに資金不足額はございませんので、この比率についても算定はされません。

以上、いずれの指標も財政健全化団体、また財政再生団体としての基準を下回っていることから、当町の財政状況は良好な状態にあると認めていただいております。

ここに監査委員の意見をつけて御報告申し上げます。

議長(馬上) 報告に対する質問はありませんか。よろしいですか。

議長(馬上) 以上で報告を終わります。

日程第6、議案第30号、熊野町税条例の一部を改正する条例案についてを議題とい たします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

町長。

町長(三村) 議案第30号、熊野町税条例の一部を改正する条例案につきまして、提 案理由を御説明申し上げます。

熊野町税条例の一部を改正する条例案につきましては、地方税法の一部を改正する法律などの施行に伴い、提出させていただくものでございます。

主な改正内容は、公的年金からの特別徴収制度及び金融所得課税制度の見直しに伴う改正でございます。

詳細につきましては、税務課長から説明させます。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長(馬上) 貞永税務課長。

税務課長(貞永) それでは、熊野町税条例の一部を改正する条例案について説明させ

でいただきますが、説明をさせていただく前に、大変申しわけございませんが、資料の 訂正をお願いいたします。

資料1をお願いします。資料、中ほどの片仮名のイで、年金天引きの額の平準化の見出しがございます。その下に角が丸くなっている枠がありまして、その枠の中ほどに「10・2・4月(本徴収)」と年金月を記載しておりますが、正しくは「10・12・2月(本徴収)」でございます。「10・2・4月」を、「10・12・2月」に訂正をお願いいたします。

次に、もう1点、これも同じく年金月の訂正ですが、その下側の推移イメージの表の中の、「現行」と書かれた行の下に、「各月の本徴収額」、その下に「10・12・4月」となっておりますが、正しくは、「10・12・2月」でございまして、一番最後の月の4月を2月に訂正をお願いいたします。

また、その右側にあります、「改正後」の欄の各月の本徴収額の方も同様に、4月を 2月に訂正していただくようお願い申し上げます。御迷惑をかけて、まことに申しわけ ございません。

それでは、改正内容の説明をさせていただきます。今回の改正は、地方税法及び関連する政令、省令の一部が改正されたことにより、関係条文の改正が必要となったものでございます。

資料1をごらんください。

まず、1「主な改正内容」(1)公的年金に対する特別徴収の見直し、ア、町外転出者の年金天引きの継続(第47条の2)ですが、住民税の年金天引きは平成21年10月から開始され、65歳以上の年金受給者に対する前年の年金受給分にかかる住民税を年金から天引きされるものですが、従来、熊野町で住民税を年金で天引きされていた方が町外に転出された場合は、年金システムの関係上、年金天引きを中止して普通徴収にすることとなっております。しかし、住民税は毎年、賦課期日に住んでいる市町村が、その年の年度分を賦課徴収することとなっており、町外に転出しても直ちには納付義務がなくならないことから、継続して年金から天引きされることになりました。

具体的には、1月1日から3月31日までに転出された方は、同年9月までは年金天引きが継続され、翌10月から翌年3月までは普通徴収となります。また、4月1日から12月31日までに転出された方は、翌年3月まで年金天引きが継続されますが、翌年4月から9月までの転出先の市町村での年金天引きは行われないことになりました。

次に、イ、年金天引きの平準化(第47条の5)につきましては、従来、住民税の年金からの天引きは、4月、6月、8月はその年度の住民税がまだ確定していない状況のうちから天引き依頼をしなければならないことから、仮徴収として前年度分の本徴収額の3分の1ずつを徴収し、その後の10月、12月、2月は住民税が既に確定していることから、本徴収として年金特徴分の年度額から徴収済みの仮徴収額を引いた額の3分の1ずつを徴収してまいりました。

中段の推移イメージの現行の欄をごらんください。最初の年度をN年度とし、年6万円の課税があったとした場合、仮徴収と本徴収の年6回の年金月の納付額は1万円ずつですが、もし、1行下のNプラス1年度目に医療費控除額の増などで、年金分の課税額が一時的に3万6,000円に下がった場合、4月、6月、8月の仮徴収額は1万円ずつですが、10月、12月、2月の本徴収額は、年税額3万6,000円から仮徴収額

の3万円を引いた残りの6,000円を3分割した各月2,000円となります。

また、その次の年度、Nプラス2年度目の4月、6月、8月の仮徴収額は、前年度の本徴収額6,000円を3で割った2,000円ずつとなり、10月以降の各月の本徴収額は、年税額6万円から仮徴収額の6,000円を引いた5万4,000円を3で割った1万8,000円ずつとなります。

以後、年税額に変更がなければ、2,000円と1万8,000円をシーソーのように 毎年繰り返していくことになり、仮徴収額が年税額を上回ったときには還付事務が生じ たり、年金の受け取り額が大きく変動して困るので見直しをしてほしいという要望が出 ておりました。

このたび、この不均衡を解消するため、仮徴収の各月の徴収額を前年度の年税額に2分の1を掛けて3で割ったものに変更することとなったものです。これにより、年税額に大きな変動がなければ、表右側の改正後のように、2年後には仮徴収額と本徴収額が同額に戻ることができるようになります。

なお、これらの年金天引きに関する変更は、全国的な年金システムの改修が必要なことから平成28年10月1日から行われることとなっております。

次に、(2)株式等に係る譲渡所得等の申告分離課税制度の改組等(附則第6条、附則第6条の2、附則第7条の4、附則第16条の3、附則第19条から附則第20条の5)でございますが、住民税の課税の基礎となる所得の計算につきましては、所得税に準じておりますが、金融所得課税の一体化の推進により所得税の改正が行われ、平成28年から、従来、非課税だった特定公社債の利子等を課税対象とし、株式等に係る譲渡所得等の分離課税を、一般株式等に係る譲渡所得等の分離課税を、一般株式等に係る譲渡所得等の分離課税の二つに組み直されたことなどにより、住民税に関して所要の改正を行うものでございます。

以上でございます。

議長(馬上) 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

尺田議員。

13番(尺田) ちょっと聞いてみるんですが、年金だけで生活してる老人、熊野の場

合を言うと、筆の職人さん、以前ね。それもあまり掛けてない人、いわゆる80歳ぐらいから上の人は年金だけが頼りなのね。これをどういうぐあいに救うのか。救う道はないのか。ただ、徴収しろというから徴収するのか。どういう助ける道をあなた方は探してくれるのか、くれないのか。徴収だけすりゃいいというもんじゃないよな。

だから、初めの一般質問の中で、学校の補助員を配置してるからそれでいいじゃないかと。でもそうじゃないと思う。やっぱり懇切丁寧に生徒を指導していく熱意と愛情がなかったら、保健室にも入れない生徒はどうしてもできてくる。でも年金だけで生活をする者は首をつって死ななきゃいけないのか。池の中にどぼんとしなきゃいけないの。そして、それが例えば2親等ぐらいまでは助け合えと言うけども、その人間も今助けられない状況があるんじゃないかと思う。このときどういう援助の方法で役場は手を差し伸べてくれるのか。そこをたちまち教えてもらいたい。

議長(馬上) 貞永税務課長。

税務課長(貞永) 直接の答えということではないんですけども、年金の受給者の方の課税という点につきましては、80歳以上、通常65歳以上であれば年金から120万円の控除があるということになります。それで28万円ですから、148万円以下で支給額がですね、であれば非課税というふうになろうかと思います。

以上です。

議長(馬上) 尺田議員。

13番(尺田) 控除枠にも満たない年金をもらってるんだよね、はっきり言うて。そこまで行くんならいいよ、まだ。行かない人間がいっぱいいるんだよ。特に、熊野のように筆の事業所へ勤めてね、会社でないから社会保険も厚生年金も掛けてもらってない人間が、やめたからほうり出された職人さんなんかたくさんいるわけ。じゃあ、それを補うために生活保護を申請したら、あなた方は受け取ってくれるのかね、はっきり言うて。この生活保護しか頼るところがないという人間がいっぱいいるんだよ。でも年寄りの人はまだ国の世話になりたくないということで、申請してないんだけども、今の若い人は簡単にしちゃうんですね、生活保護の申請を。このギャップがいわゆる弱者を救え

ない制度になってるんじゃないかな。だから、生活保護を申請しやすい、いわゆる受け取ってやれるような環境が今はだんだんなくなってるんじゃないかと思う。だから年金でも何でしょう、90万か、100万に満たない人は介護保険、それで後期高齢者の保険やなんか引かれたら、手持ちに残るのは何もないんだよ、はっきり言うて。これをどういうぐあいに救っていくのか、考えてほしいと思うんだけど。

議長(馬上) 光本民生部次長。

民生部次長(光本) ただいま議員御指摘の高齢者の生活困窮に・・・しておられる高齢者の方の救済策ということだろうと思います。

最終的には生活保護の受給ということになろうと思いますが、それに至るまで、例えば一時的な収入減等による生活困窮につきましては、社会福祉協議会での福祉金の貸し付け等がございます。また、国保税におきましては、減免制度等もございますが、最後の砦ということでそれらの救済措置を受けてもなお永続的な困窮状態が続くようであれば、生活保護ということになろうかと思います。このあたり昨今、議員御指摘のように、非常に相談が難しいとか、いろいろマスコミ等で不正受給等報道も含めてそういったハードルが高くなっておるというような状況がございますが、生活保護等、私どもの窓口ではそのようなことがないように、親切丁寧な対応に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

議長(馬上) これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

議長(馬上) これをもって討論を終結します。

これより議案第30号について採決します。本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(馬上) 異議なしと認めます。よって、議案第30号については原案のとおり可 決されました。 議長(馬上) 日程第7、議案第31号、熊野町国民健康保険税条例の一部を改正する 条例案についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

町長。

町長(三村) 議案第31号、熊野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

熊野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案につきましては、地方税法の一部を改正する法律などの施行に伴い提出させていただくものでございます。

改正内容は、金融所得課税制度の見直しに伴う所要の改正でございます。

詳細につきましては、税務課長から説明をさせます。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長(馬上) 貞永税務課長。

税務課長(貞永) それでは、熊野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案について、説明させていただきます。

今回の改正は、地方税法の一部を改正する法律等が施行されたことにより、関係条文の改正が必要となったものでございます。

お手元の資料3をごらんください。まず、改正内容の株式等に係る譲渡所得等の申告分離課税制度の改組等(附則第3項、附則第6項、附則第7項から附則第14項)でございますが、先ほど説明申し上げました税条例の改正と同様、国民健康保険税における所得割の計算の基礎となる所得の計算につきましては、所得税にほぼ準じており、本年の税制改正で所得税の改正が行われ、従来、非課税だった特定公社債の利子等を課税対象とし、株式等に係る譲渡所得等の分離課税を、一般株式等に係る譲渡所得等の分離課税を、一般株式等に係る譲渡所得等の分離課税と上場株式等に係る譲渡所得等の分離課税の二つに組み直されたことなどにより、必要な条文の改正を行うものでございます。

なお、この改正は平成29年度分の国民健康保険税から反映されます。 以上でございます。 -----

議長(馬上) 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議長(馬上) これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

議長(馬上) これをもって討論を終結します。

これより議案第31号について採決します。本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(馬上) 異議なしと認めます。よって、議案第31号については原案のとおり可 決されました。

議長(馬上) 続いて、日程第8、議案第32号、熊野町民体育館改修工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

町長。

町長(三村) 議案第32号、熊野町民体育館改修工事請負契約の締結につきまして、 提案理由を御説明申し上げます。

この契約は、熊野町民体育館の屋根及び外壁等の改修を行い、雨漏りを防止する等の 改修工事に関する契約を締結するものでございます。その工事について、その予定価格 が5,000万円を超えるため、町議会の議決を求めるものでございます。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長(馬上) 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議長(馬上) これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

議長(馬上) これをもって討論を終結します。

これより議案第32号について採決します。本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(馬上) 異議なしと認めます。よって、議案第32号については原案のとおり可 決されました。

議長(馬上) これより、日程第9、議案第33号、熊野町土地開発公社の解散についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

町長。

町長(三村) 議案第33号、熊野町土地開発公社の解散につきまして、提案理由を御 説明申し上げます。

熊野町土地開発公社は、昭和49年に設立し、本町における公共事業の用地先行取得事業等を実施してまいりました。しかし、近年における地価下落や経済の低迷、公共事業の縮小など、公社による土地の先行取得の利点は非常に希薄となってきてまいりました。平成13年度以降は、具体的な事業を行っておらず、現在、公社保有の物件はございません。また、今後も大規模な用地取得を伴う事業計画はなく、公社の所期の目的は達成したと認められます。

平成25年8月19日に開催された熊野町土地開発公社理事会において、公社の解散について理事の同意を得たことから、同公社を解散することとするものでございます。 御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長(馬上) 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議長(馬上) これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

議長(馬上) これをもって討論を終結します。

これより議案第33号について採決します。本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(馬上) 異議なしと認めます。よって、議案第33号については原案のとおり可 決されました。

議長(馬上) これより、日程第10、議案第34号、平成25年度熊野町一般会計補 正予算(第2号)についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

町長。

町長(三村) 議案第34号につきまして、御説明申し上げます。

平成25年度熊野町一般会計補正予算(第2号)案につきましては、既定の歳入歳出予算総額にそれぞれ2億811万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を77億864万6,000円とするものでございます。

一般会計補正予算案の詳細につきましては、副町長から説明をさせます。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長(馬上) 立花副町長。

副町長(立花) 議案第34号、平成25年度熊野町一般会計補正予算(第2号)案について、その主な内容を説明させていただきます。

まず、歳入でございますが、12ページをお開きください。

8款 地方特例交付金におきましては、減収補てん特例交付金が18万3,000円の増額でございます。

9款 地方交付税におきましては、基準財政収入額と基準財政需要額との関係から普通交付税が9,807万1,000円の増額となります。

1 1 款 分担金及び負担金のうち民生費負担金は、母子保護実施費用徴収金5万3,000円、農林水産業費負担金は、ため池補修に伴う地元負担金5万7,000円、災害復旧費負担金は、熊野町工事分担金条例に基づく農林災害復旧費負担金100万円をそれぞれ増額するものでございます。

13款 国庫支出金の国庫負担金では、民生費負担金の児童入所施設措置費等国庫負担金が212万7,000円の増額でございます。

続いて、14ページですが、災害復旧費負担金の公共土木施設災害復旧負担金200万1,000円、国庫補助金の災害復旧費補助金では、農林水産業災害復旧費補助金100万円をそれぞれ増額するものでございます。

次に、14款 県支出金ですが、県負担金の民生費負担金は、児童入所施設措置費等 県費負担金106万3,000円、県補助金の民生費補助金は、安心こども基金補助金 14万4,000円、農林水産業費補助金は、ため池緊急整備事業費補助金80万円、 それぞれ増額するものでございます。

続いて、16ページですが、県委託金の総務費委託金は、分権改革推進移譲事務交付金の確定により9万8,000円の減額でございます。

17款 繰入金ですが、介護保険特別会計、公共下水道事業特別会計及び後期高齢者 医療特別会計は、いずれも平成24年度における一般会計繰入金の精算に伴う返還金と して、合計で2,286万2,000円を計上するものでございます。次に、基金繰入金 は、歳入歳出見込みに基づき収支均衡を図るため、財政調整基金繰入金を1億5,48 7万7,000円減額するものでございます。

18款 繰越金については、前年度繰越金として2億5,393万4,000円を計上するものでございます。

次に、18ページ、19款 諸収入の雑入は335万5,000円の増額でございます。主な内容は、消防団員安全装備品整備等助成金72万3,000円、共済保険金176万9,000円の増額でございます。

次の20款 町債の臨時財政対策債は、発行可能額の決定により2,355万7,00 0円の減額でございます。

次に、歳出でございますが、例年どおり、分権改革推進移譲事務交付金による人件費 や事業費の財源更正、平成24年度の国及び県の補助金・負担金の精算による返還金な どを計上しております。これらを除く、主な内容について御説明いたします。

- 20ページをお願いします。2款 総務費ですが、企画費の筆の里工房費では、筆の 里工房の修繕に伴う指定管理料の増額と厨房設備の購入に係る経費として303万8, 000円を計上しております。徴税費の賦課徴収費では、インターネットを通じた地方 税の電子申告の拡充対応に要する経費として68万3,000円を計上しております。
- 22ページをお開きください。3款 民生費の児童措置費では、児童福祉施設入所委託事業として434万2,000円の増額でございます。
- 24ページをお開きください。4款 衛生費の母子保健費では、安心こども基金補助金を財源とした、母子保健事業の充実に要する経費14万4,000円を計上しております。
- 26ページをお開きください。5款 農林水産業費の農地費は、土地改良事業のため池緊急整備事業として114万3,000円の増額でございます。
- 6款 商工費の観光費は、75万2,000円の増額でございます。町村会による町の魅力発信事業助成金や広島広域都市圏協議会の助成金を活用し、町のPR用グッズの製作や呉市と連携した呉市・熊野町の魅力発見ツアーを実施することとしております。
- 28ページをお開きください。7款 土木費の道路新設改良費は1,218万5,000円の増額でございます。町道深原公園線新設事業の調査測量設計業務委託料の増額と町道城上垣内線改良事業の関連経費を計上しております。
- 8款 消防費の消防施設費は、消防水利・機械器具維持管理事業により防火水槽の撤去工事を行うための250万円の増額でございます。
- 30ページをお開きください。9款 教育費の小学校費は37万4,000円、中学校費で教育振興費は105万3,000円の増額でございます。それぞれ児童・生徒の各種大会出場を支援する対外活動費等の増額でございます。社会教育総務費は、臨時職員の雇用に係る費用79万4,000円の増額でございます
- 32ページをお開きください。10款 災害復旧費は、農林水産施設災害復旧費として200万円、土木施設災害復旧費として455万9,000円の増額でございます。
- 34ページをお開きください。12款 諸支出金の基金費は、1億5,304万3,000円を増額するものでございます。内訳といたしましては、地方財政法に基づき、前年度繰越金の2分の1の額に相当する1億2,696万8,000円を財政調整基金に、平成24年度分のコーポラス熊野の歳入歳出差引額1,577万5,000円を公共施設等整備基金に、1,030万円を筆の里づくり基金にそれぞれ積み立てるものでござい

ます。

次に、6ページに戻っていただき、第2表の地方債補正は、臨時財政対策債の限度額を4億2,270万円から3億9,914万3,000円に変更するものでございます。また、第3表の債務負担行為補正は、熊野町土地開発公社が今年度をもって解散するため、熊野町土地開発公社借入金損失補償をするための債務負担行為を廃止するものでございます。

説明は、以上でございます。

議長(馬上) 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

大瀬戸議員。

6番(大瀬戸) 収入、支出ともにあるんですけど、分権改革推進移譲事務。額は問題ないんですが、これの内容ですが、どういったことを移譲され、また変化がどうなっているかというのを知りたいんですが。

議長(馬上) 宗條企画財政課長。

企画財政課長(宗條) 広島県から交付されます分権改革推進移譲事務交付金につきましては、従前、広島県知事の権限として実施しておりました事務を、市あるいは町のほうに権限を移すということで、熊野町が平成24年度で言いますと79の事務を受け入れておりました。今年度は75事務に変わったわけでございますけれども、この事務を実施するに当たって必要となる事務費であるとか人件費のほうが、分権改革推進移譲事務交付金として県のほうから入ってまいります。

先ほど4事務ほど24年度から25年度にかけて少なくなったと申しましたが、これは二つの事務が法定移譲事務になったということ、そもそも法律でもう町の事務になったということと、二つの事務がこの事務移譲の中から削除されたということで、現在では75事務を県知事の権限を受け入れて実施しているところでございます。

議長(馬上) 大瀬戸議員。

6番(大瀬戸) 何年か前に県から移譲された分、それだと思っていいんでしょうかね。 それでしたら、例えばパスポートの発行ですとか、建築確認とか、そういうのがありま したけれども、その内容でよろしいのかどうかということと。

それから、分権改革、これ自身は先ほど知事のということでしたけども、県の方針なのか、あるいは国の方針なのかというところも確認したいんですが。

議長(馬上) 宗條企画財政課長。

企画財政課長(宗條) 事務の中身につきましては、議員おっしゃいましたとおり、平成18年度以降、県知事の権限事務を受け入れたものでございまして、おっしゃられたようにパスポートの事務でありますとか、あと児童福祉関係の事務でありますとか、も

それと、この事務の移譲につきましては、あくまでも県の分権改革推進の計画に基づ いて実施されてるものでございます。

ろもろの事務を町のほうに移譲を受けて、現在実施しているところでございます。

以上でございます。

議長(馬上) よろしいですか。

(「質疑なし」の声あり)

議長(馬上) これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

議長(馬上) これをもって討論を終結します。

これより議案第34号について採決します。本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(馬上) 異議なしと認めます。よって、議案第34号については原案のとおり可 決されました。

議長(馬上) 日程第11、議案第35号、平成25年度熊野町国民健康保険事業特別

会計補正予算(第1号)についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

町長。

町長(三村) 議案第35号につきまして御説明申し上げます。

平成25年度熊野町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)案につきましては、 既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億4,761万4,000円を追加し、歳入歳出 予算の総額を34億8,977万2,000円とするものでございます。

歳入予算の内容は、平成24年度退職者医療療養給付費等交付金の実績報告に基づき 追加交付された療養給付費等交付金338万7,000円、そして平成24年度からの 繰越金1億4,422万7,000円の増額でございます。

歳出予算の主な内容は、調整交付金のプログラム修正が必要になった総務費の総務管理費46万9,000円、前年度繰越金から歳出補正予算の財源充当額を減じた剰余金による基金積み立て9,862万円、また諸支出金では、平成24年度の実績により国庫負担金等が過剰交付となっていたことから、償還金及び還付加算金4,837万5,00円の増額でございます。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長(馬上) 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議長(馬上) これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

議長(馬上) これをもって討論を終結します。

これより議案第35号について採決します。本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(馬上) 異議なしと認めます。よって、議案第35号については原案のとおり可 決されました。 議長(馬上) 日程第12、議案第36号、平成25年度熊野町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

町長。

町長(三村) 議案第36号につきまして御説明申し上げます。

平成25年度熊野町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)案につきましては、 既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,255万7,000円を追加し、歳入歳出予算 の総額を8億9,587万7,000円とするものでございます。

歳入予算の内容は、平成24年度からの繰越金905万7,000円、諸収入の物件 移転補償費350万円の増額でございます。

歳出予算の内容は、総務費の総務管理費では、矢野安浦線道路改良に伴う下水道施設 移転工事500万円、平成24年度の精算として一般会計繰出金755万7,000円 の増額でございます。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長(馬上) 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議長(馬上) これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

議長(馬上) これをもって討論を終結します。

これより議案第36号について採決します。本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(馬上) 異議なしと認めます。よって、議案第36号については原案のとおり可 決されました。

議長(馬上) 日程第13、議案第37号、平成25年度熊野町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

町長。

町長(三村) 議案第37号につきまして御説明申し上げます。

平成25年度熊野町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)案につきましては、 既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,825万4,000円を追加し、歳入歳出予算 の総額を5億3,635万9,000円とするものでございます。

歳入予算の内容は、一般会計繰入金994万5,000円、平成24年度からの繰越金830万9,000円の増額でございます。

歳出予算の主な内容は、後期高齢者医療広域連合納付金で、平成24年度療養給付費 負担金等の精算に基づき、1,823万4,000円の増額でございます。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長(馬上) 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議長(馬上) これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

議長(馬上) これをもって討論を終結します。

これより議案第37号について採決します。本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(馬上) 異議なしと認めます。よって、議案第37号については原案のとおり可 決されました。

議長(馬上) 日程第14、議案第38号、平成25年度熊野町介護保険特別会計補正 予算(第1号)についてを議題といたします。 提案者から提案理由の説明を求めます。

町長。

町長(三村) 議案第38号につきまして、御説明申し上げます。

平成25年度熊野町介護保険特別会計補正予算(第1号)案の保険事業勘定につきましては、既定の歳入歳出予算総額にそれぞれ7,202万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を20億8,945万9,000円とするものでございます。

歳入の内容は、県支出金のインセンティブ付与事業交付金として256万7,000 円、平成24年度からの繰越金6,945万7,000円を増額するものでございます。

歳出の内容は、地域支援事業費のインセンティブ付与事業費として256万7,000円、基金積立金3,710万7,000円、諸支出金の償還金及び還付加算金では、平成24年度の実績に基づく国庫負担等の返還に1,732万5,000円、平成24年度の精算による一般会計への繰出金1,502万5,000円を増額するものでございます。

続きまして、介護サービス事業勘定につきましては、既定の歳入歳出予算総額にそれぞれ26万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を836万9,000円とするものでございます。

内容は、平成24年度からの繰越金26万1,000円を一般会計へ繰り出すもので ございます。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長(馬上) 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

藤本議員。

7番(藤本) すみません、この介護保険の中のインセンティブ付与事業費、インセン ティブは何のインセンティブですか。

議長(馬上) 加島福祉課長。

福祉課長(加島) これは介護予防、介護認定の認定度の改善の取り組みなどの成果に

応じて、広島県のほうから交付金の交付を受けて、その交付金によりまたより一層の介護給付金の改善に取り組むというものになります。

具体的には、介護予防対策として100万円の交付金を受けますが、これは前期高齢者の認定率が県平均の認定率に対してどの程度下回っているか。また熊野町の前年度に対する認定率に対してどの程度下回っているか、その下回り率を点数化して、交付率を掛け合わせたものが100万円です。

もう一つの認定度改善対策につきましては、更新のときの認定の改善度が県平均に対してどの程度上回っているか、また熊野町の前年度の軽度化に対してどの程度上回っているかを点数化されて、これに対する交付金を掛けたものが、基本的には認定度改善対策については本来であれば250万円の交付金を受けるところですが、県の予算の範囲内ということで、25年度の交付金は62.7%の交付金で、それで156万7,000円、あわせて256万7,000円の交付金を受けて、より一層の介護給付金の改善に取り組む事業に取り組むということで、今回補正のほうに計上させていただいております。以上でございます。

議長(馬上) 藤本議員。

7番(藤本) ということはあれですか、セールスマンに対する売り上げをいっぱい上げたらインセンティブであげるよというのと一緒で、逆に認定が低けりゃ金をあげるよというような、これがたくさんもらえてればそれだけ皆様方が割に厳しい査定をなさったというふうに判断していいんですか。結果ですけど、それは。

議長(馬上) 清代民生部長。

民生部長(清代) 介護保険給付費に対して、国、県がそれぞれ支出してくる、もちろん町もですが。その中で、介護予防に力を入れて、介護の認定者が少なくなって給付費が下がれば県のほうも支出しなくて済むということで、その一部を介護予防により力を入れましょうということで、このたび創設された事業でございます。

議長(馬上) 藤本議員。

7番(藤本) わかりました。インセンティブというて、一般社会ではよく聞く言葉で すが、こういう予算組みの中でこういうのが出てくるというのは、私もたった9年しか やってないけど、どうも初めてのような気がするわけですが。 やられてそうなったということは喜ばしいことやら、認定されなかった人は悲しいこ とやら、いろいろあると思うんですが、いずれにしても認定がそのことによって、イン センティブをもらわんがために厳しくなることのないように、ひとつよろしくお願いい たします。 議長(馬上) 沖田議員。 1番(沖田) 藤本議員と同じ質問ですので、結構です。 議長(馬上) 山野議員。 10番(山野) じゃあ、これは介護要支援の人を切り捨てるといっちゃ悪いですけど、 町で見ていこうという、そういう人数が多ければうちのほうへ回るということでしょう か。 議長(馬上) 清代民生部長。 民生部長(清代) 要支援の人を町でやるということではなくて、あくまでも介護予防

とか、介護の給付、それぞれの事業所がしっかり対応していただくということで、介護 度が重度化しないとか、認定率が一定のところで抑えられておるとかいうような、先ほ ど課長が計算方法を説明しましたが、ちょっと非常にわかりにくいところでございます。

現在、要支援の者について市町でということが盛んに新聞報道されておりますが、ま だそこらについては決定もしておりませんし、この事業とは全く別のものでございます。

議長(馬上) ほかにありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議長(馬上) これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

議長(馬上) これをもって討論を終結します。

これより議案第38号について採決します。本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(馬上) 異議なしと認めます。よって、議案第38号については原案のとおり可 決されました。

議長(馬上) これより日程第15、議案第39号、平成25年度熊野町上水道事業会計補正予算(第1号)についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

町長。

町長(三村) 議案第39号につきまして、御説明申し上げます。

平成25年度熊野町上水道事業会計補正予算(第1号)案につきましては、収益的収入予定額を650万円増額し、総額を4億9,133万円に、収益的支出予定額を1,538万1,000円増額し、総額を4億8,306万円とするものでございます。

増額の主な内容といたしましては、県道矢野安浦線拡幅工事に伴い、配水管移設工事が発生するため、受託工事収益及び受託工事費を増額するものでございます。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長(馬上) 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議長(馬上) これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

議長(馬上) これをもって討論を終結します。

これより議案第39号について採決します。本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(馬上) 異議なしと認めます。よって、議案第39号については原案のとおり可 決されました。

議長(馬上) お諮りいたします。これより日程第16、認定第1号、平成24年度熊野町各会計歳入歳出決算認定について、日程第17、認定第2号、平成24年度熊野町上水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてを一括議題としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(馬上) 異議なしと認めます。よって、日程第16、認定第1号及び、日程第1 7、認定第2号を一括議題とすることに決定いたしました。

議長(馬上) 日程第16、認定第1号及び、日程第17、認定第2号を一括議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

町長。

町長(三村) 認定第1号及び認定第2号につきまして、御説明申し上げます。

まず、認定第1号の平成24年度熊野町各会計歳入歳出決算認定につきましては、地方自治法第233条第3項の規定により、平成24年度の熊野町一般会計及び特別会計の歳入歳出決算、並びに基金運用状況を監査委員の意見をつけて認定に付すものでございます。

続きまして、認定第2号の平成24年度熊野町上水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定につきましては、地方公営企業法第32条第2項の規定により、平成24年度上水道事業会計剰余金処分計算書(案)について、議決を求めるとともに、同法第30条第4項の規定により、平成24年度の熊野町上水道事業会計決算に監査委員の意見をつけて認定に付すものでございます。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長(馬上) 以上で提案理由の説明を終わります。

お諮りいたします。ただいま提案されました認定第1号及び認定第2号は、議員全員で構成する決算特別委員会を設置し、これに一括して審査を付託したいと思います。また、特別委員会には地方自治法第98条第1項の規定による検査の権限を付与することにしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(馬上) 異議なしと認めます。よって、認定第1号及び認定第2号は、議員全員で構成する決算特別委員会を設置し、これに一括して審査を付託し、また地方自治法第98条第1項の規定による検査の権限を付与することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

(休憩 16時23分)

(再開 16時23分)

議長(馬上) 休憩前に引き続き、会議を再開します。

ただいま設置しました決算特別委員会の委員長及び副委員長は議長において指名したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(馬上) 異議なしと認めます。よって決算特別委員会の委員長及び副委員長は議 長によって指名することに決定いたしました。

お諮りいたします。ただいま設置しました決算特別委員会の委員長に渡議員、副委員 長に民法議員を指名することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(馬上) 異議なしと認めます。よって決算特別委員会の委員長に渡議員、副委員 長に民法議員を指名することに決定いたしました。

議長(馬上) これより日程第18、議員の派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。議員派遣については、会議規則第127条の規定により、お手元 に配付していますとおり決定したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(馬上) 異議なしと認めます。よって、議員派遣については別紙のとおり決定い たしました。

また、ただいま決定いたしました議員の派遣については、変更を要するときは議長一任とすることで御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(馬上) 異議なしと認めます。よって、議員の派遣について変更を要するときは、 議長一任とすることに決定いたしました。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

それでは、本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでございました。

(散会 16時25分)